

令和8年

# 双葉町議会会議録

第1回定例会

3月10日開会～3月18日閉会

双葉町議会

## 令和 8 年第 1 回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2

### 第 1 日 (3月10日)

議事日程 .....	3
出席議員 .....	5
欠席議員 .....	5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名 .....	5
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	5
開 会 .....	6
開 議 .....	6
議事日程の報告 .....	6
会議録署名議員の指名 .....	6
会期の決定 .....	6
諸般の報告 .....	6
委員長報告 .....	7
行政報告 .....	8
承認第 1 号から議案第 3 3 号までの一括上程 .....	10
承認第 1 号から議案第 3 3 号までの提案理由の説明 .....	10
発言の訂正 .....	15
町長施政方針 .....	16
発言の訂正 .....	22
一般質問 .....	22
2 番 山 根 辰 洋 君 .....	23
7 番 高 萩 文 孝 君 .....	29
6 番 菅 野 博 紀 君 .....	44
散 会 .....	53

### 第 9 日 (3月18日)

議事日程 .....	55
------------	----

出席議員 .....	5 7
欠席議員 .....	5 7
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名 .....	5 7
職務のため議場に参加した者の職氏名 .....	5 7
開 議 .....	5 8
議事日程の報告 .....	5 8
承認第 1 号の質疑、討論、採決 .....	5 8
議案第 5 号の質疑、討論、採決 .....	5 9
議案第 6 号の質疑、討論、採決 .....	5 9
議案第 7 号の質疑、討論、採決 .....	6 0
議案第 8 号の質疑、討論、採決 .....	6 1
議案第 9 号の質疑、討論、採決 .....	6 1
議案第 1 0 号の質疑、討論、採決 .....	6 2
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決 .....	6 3
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決 .....	6 4
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決 .....	6 4
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決 .....	6 5
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決 .....	6 6
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決 .....	6 6
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決 .....	6 7
議案第 1 8 号の質疑、討論、採決 .....	6 8
議案第 1 9 号の質疑、討論、採決 .....	6 8
議案第 2 0 号の質疑、討論、採決 .....	6 9
議案第 2 1 号の質疑、討論、採決 .....	7 0
議案第 2 2 号の質疑、討論、採決 .....	7 0
議案第 2 3 号の質疑、討論、採決 .....	7 1
議案第 2 4 号の質疑、討論、採決 .....	7 1
議案第 2 5 号の質疑、討論、採決 .....	7 2
議案第 2 6 号の質疑、討論、採決 .....	7 4
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決 .....	7 5
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決 .....	7 6
発言の取消し .....	8 0
発言の取消し .....	8 2

発言の取消し .....	8 3
発言の取消し .....	8 4
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決 .....	9 2
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決 .....	9 4
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決 .....	9 5
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決 .....	9 7
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決 .....	9 8
同意第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	9 9
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 .....	1 0 1
閉 会 .....	1 0 1

3 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

8 双葉町告示第 3 号

令和 8 年第 1 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 2 月 1 8 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1 . 期 日 令和 8 年 3 月 1 0 日 ( 火 )  
午前 9 時 3 0 分

2 . 場 所 双葉町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 渡部昭洋君  
3番 小川貴永君  
5番 作本信一君  
7番 高萩文孝君

2番 山根辰洋君  
4番 伊藤哲雄君  
6番 菅野博紀君  
8番 岩本久人君

○不応招議員（なし）

## 令和8年第1回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和8年3月10日（火曜日）午前9時30分開会

### 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告  
双葉地方広域市町村圏組合議会報告  
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 委員長報告 総務教育常任委員会報告（総務教育常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 承認第 1号 専決処分の承認について  
専決第1号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第 5号 令和8年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第 6号 双葉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第 7号 双葉町文化財保護審議会条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 双葉町文化財保護条例の全部改正について
- 日程第11 議案第 9号 双葉町公告式条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 双葉町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第17号 既存ストック施設(旧東邦銀行双葉支店)改修工事請負契約の締結について

- 日程第20 議案第18号 下水道管路復旧工事（下長塚地区開削）請負契約の締結について
- 日程第21 議案第19号 双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託契約の一部変更について
- 日程第22 議案第20号 双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業業務委託契約の一部変更について
- 日程第23 議案第21号 養液栽培施設敷地造成工事請負契約の一部変更について
- 日程第24 議案第22号 町道路線の廃止について
- 日程第25 議案第23号 町道路線の認定について
- 日程第26 議案第24号 土地の売払いについて
- 日程第27 議案第25号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第28 議案第26号 令和7年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第27号 令和7年度双葉町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第28号 令和8年度双葉町一般会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和8年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和8年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和8年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第32号 令和8年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第33号 令和8年度双葉町下水道事業会計予算
- 日程第36 令和8年度施政方針
- 日程第37 一般質問

2番 山根辰洋君

7番 高萩文孝君

6番 菅野博紀君

散 会

○出席議員（8名）

1番	渡部 昭洋 君	2番	山根 辰洋 君
3番	小川 貴永 君	4番	伊藤 哲雄 君
5番	作本 信一 君	6番	菅野 博紀 君
7番	高萩 文孝 君	8番	岩本 久人 君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	館 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティー センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	大 浦 寿 子 君
参事兼 農業振興課長兼 農業委員 農事局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	志 賀 寿 三 君
会 計 管 理 者	相 楽 定 徳 君
教育総務課長	木 幡 勝 君
生涯学習課長	朝 田 幸 伸 君
代表監査委員	石 川 雄 彦 君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

---

#### 開会の宣告

○議長（岩本久人君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時30分）

---

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君、7番、高萩文孝君については、本会期中、着座により発言することを許可いたします。

---

#### 開議の宣告

○議長（岩本久人君） これから本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（岩本久人君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（岩本久人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、高萩文孝君、1番、渡部昭洋君を指名します。

---

#### 会期の決定

○議長（岩本久人君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、3月3日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から3月18日までの9日間とすることにご報告をいただきました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの9日間に決定しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（岩本久人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告を

します。

お手元に配付した報告書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。  
また、これまでに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおり報告します。  
これで諸般の報告を終わります。

---

#### 委員長報告

○議長（岩本久人君） 日程第4、委員長報告を行います。

総務教育常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

総務教育常任委員長、山根辰洋君。

（総務教育常任委員長 山根辰洋君登壇）

○総務教育常任委員長（山根辰洋君） おはようございます。総務教育常任委員会委員長の山根です。  
本委員会において実施しました閉会中の所管事務調査についてご報告申し上げます。

本委員会では、「町の広報・広聴の現状について」を調査事項とし、3回にわたり協議及びヒアリングを実施いたしました。

広報は、単なる情報伝達でなく、町民との信頼関係を築き、町の将来像を共有するための政策手段であり、また広聴は、町民の声を町政に反映させる重要な統治機能であります。したがって、広報と広聴は別個の業務ではなく、町政運営の基盤として一体的に機能するべきものとの認識に立ち、調査を行いました。

町では、現在、広報紙、ホームページ、ふたばアプリ、各種SNS、FMいわきなど多様な媒体を活用し、情報発信を行っております。また、町政懇談会や意向調査、交流会等を通じて広聴の取組も実施されています。

これらの努力は一定の評価ができるものの、復興が新たな段階に入った今、広報・広聴の在り方を戦略的に再構築すべき時期にあると判断いたしました。

主な課題としては、第1に広報戦略の体系化が十分でないこと、第2に媒体ごとの役割や費用対効果の検証が不十分であること、第3に重要な情報が確実に届いているかという到達性の課題が挙げられました。第4に広報と広聴の循環構造、すなわち双方向性の弱さ、第5に実施体制とマネジメントの強化の必要性であります。

これらを踏まえ、本委員会は次の事項について提案いたします。

1つ、広報、広聴を一体化した中期戦略を策定すること。

2つ、各媒体の目的、対象、成果指標を明確にするとともに、特にFMいわき及びふたばのわについては効果検証を行うこと。

3つ、ふたばアプリを将来を見据えた情報基盤として位置付け、段階的な機能強化を図ること。

4つ、発信する広報から伝わり、行動につながる広報へ転換すること。

5つ、広聴の充実と併せ、その反映状況を公表する循環型の仕組みを構築すること。

6つ、統括機能の明確化と成果検証体制の整備など、実施体制とマネジメントを強化すること。

広報は町の姿を伝える力であり、広聴は町の声を町政に生かす力であります。両者を戦略的に強化し、実効性ある体制を確立することを強く期待し、本委員会の報告といたします。

○議長（岩本久人君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

---

### 行政報告

○議長（岩本久人君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和8年第1回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

12月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

1月6日、双葉町産業交流センターにおいて双葉町賀詞交換会を開催しました。福島県選出の国会議員をはじめ、県議会議員や行政区長、商工会関係者、町内立地事業所など多数のご来賓の方々にご出席いただき、日頃のご支援に対する感謝を申し上げ、懇親を深めました。

1月9日から11日までの3日間、双葉町産業交流センターにおいて、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催による「第36回双葉町総合美術展」並びに「第10回双葉町民作品展覧会」が開催され、多くの方々にご来場いただきました。町民の皆さんをはじめ、町立幼稚園、小中学校の子どもたち、また友好町である京丹波町から出展いただき、総数307点の素晴らしい作品は、来場された皆さんの目を楽しませるとともに感動を与えていました。

1月10日、11日の両日、JR双葉駅前において、双葉町ダルマ市実行委員会主催による「双葉町ダルマ市」が開催されました。残念ながら11日の午後から一部催しは強風のため中止となりましたが、昨年を上回る延べ3,800名が来場され、大盛況のうちに終了しました。恒例のダルマみこしや巨大ダルマ引きが行われたほか、特設ステージにおいて双葉町芸術文化団体連絡協議会主催による「第35回双葉町芸能発表会」が行われ、JAスマイル大正琴、双葉町民謡同好会、コーラスふたば、標葉せんだん太鼓保存会の4団体が出演しました。また、「双葉町民俗芸能披露」として、双葉町相馬流れ山踊り保存会による「相馬流れ山踊り」や前沢の女宝財踊り保存会による「前沢の女宝財踊り」も披露されました。さらには、初發神社において、新山、三字、渋川芸能保存会による「奉納神楽大会」が開催

され、来場者から多くの拍手が送られていました。

1月24日から31日まで、町立学校英語指導助手2名の出身地である英国キングストン・アポン・ハル市及びピバリー町を表敬訪問しました。今回も昨年度と同様に、双葉町立学校生徒海外派遣事業として双葉中学校の代表生徒4名が参加し、現地の学校では実際の授業に参加するほか、日本の習慣や学校に関するクイズを楽しむなど、英語でコミュニケーションを取りながら交流することができました。今後もオンラインなどによる対話を通して、交流を深めていくことを約束しました。ロンドン大学では福島県出身の大沼信一教授の講演を聞くなど、英国の異文化に触れながら国際理解や国際感覚を培うことができました。また、ハル市では名誉市長と面会し、友好都市締結に向けた親書を交換しました。ピバリー町では町長と面会し、友好都市締結に向けた覚書を取り交わし、今後も交流を継続していくことを確認しました。

国に申請した特定帰還居住区域復興再生計画の変更について、2月13日に内閣総理大臣の認定を受けました。2回目の帰還意向調査において新たに帰還意向を示した約160ヘクタールが特定帰還居住区域に追加され、町の復興に向けた確実な一歩であると捉えております。

国に対しましては、除染やインフラの復旧など、町民の早期帰還に向けた取組を迅速に遂行し、一日も早いふるさとへの帰還を望む町民の想いに寄り添って対応するように、今後とも強く求めてまいります。

2月24日、双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村で構成する「原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会」を代表して、自民党東日本大震災復興加速化本部をはじめ復興庁や環境省、農林水産省、経済産業省を訪問しました。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から間もなく15年の節目を迎える中、いまだ長期にわたる避難生活を余儀なくされている方々が多くおられることを重く受け止め、一日も早い避難指示解除と町の復興に向け、町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応するように要望してまいりました。

3月1日、松本洋平文部科学大臣が町内の復興状況を視察されました。双葉南小学校の旧校舎において、原子力発電所の事故により避難した状況を御覧いただくとともに、新しいこども園・義務教育学校の整備を進めている双葉中学校の旧校舎をご視察いただきました。その後、駅西住宅と駅東側の復興状況を説明いたしました。また、意見交換では、教育施設の整備等に係る財源や教職員の加配など、双葉町の復興に向けた諸課題に対する支援のほか、原子力損害賠償について、長期間に及ぶ避難生活が続いている町民の実情に応じた適正かつ迅速な賠償に対し、今後とも尽力いただくよう要望いたしました。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

専決処分の承認が1件、条例の制定が3件、条例の全部改正が1件、条例の一部改正が8件、契約の締結が2件、契約の変更が3件、町道路線の廃止が1件、町道路線の認定が1件、土地の売払いが1件、令和7年度補正予算が3件、令和8年度当初予算が6件、合わせて30件となりますので、慎重

なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げて行政報告といたします。

○議長（岩本久人君） これで行政報告を終わります。

---

#### 承認第1号から議案第33号までの一括上程

○議長（岩本久人君） 日程第6、承認第1号から日程第35、議案第33号までを一括上程とします。

---

#### 承認第1号から議案第33号までの提案理由の説明

○議長（岩本久人君） 承認第1号から議案第33号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,049万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は223億8,411万6,000円となりました。

歳入につきましては、県支出金に衆議院議員総選挙費2,049万4,000円を追加いたしました。

歳出につきましては、総務費に投票管理者報酬や職員手当などの選挙執行経費2,049万4,000円を追加いたしました。

議案第5号 令和8年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定についてであります。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災した納税義務者の税負担等の軽減を図るため、制定するものです。

議案第6号 双葉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。こども誰でも通園制度の創設に伴い、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、制定するものです。

議案第7号 双葉町文化財保護審議会条例の制定についてであります。文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議を行う審義会を設置するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、制定するものです。

議案第8号 双葉町文化財保護条例の全部改正についてであります。双葉町文化財保護審議会を設置することに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第9号 双葉町公告式条例の一部改正についてであります。アナログ規制の見直しに関する地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公示事項を町ホームページで閲覧できるようにするため、所要の改正を行うものです。

議案第10号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。個人番号を利用する事務を追加するため、所要の改正を行うものです。

議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、近年の監査業務の高度化・専門化などを踏まえ、監査委員の職責及び業務実態などを考慮した報酬額等を改正するものです。

議案第12号 職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、国の人事院勧告及び福島県人事委員会勧告を踏まえ、通勤手当の支給限度額等を改正するものです。

議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてですが、災害応急作業に従事する職員の手当の範囲について改正するものです。

議案第14号 双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令に伴い、家庭的保育者を行う者に関する要件等の一部を改正するものです。

議案第15号 双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、児童福祉法の改正に伴い、文言等の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

議案第16号 双葉町火入れに関する条例の一部改正についてですが、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例の一部改正に伴い、文言等の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

議案第17号 既存ストック施設（旧東邦銀行双葉支店）改修工事請負契約の締結についてですが、旧東邦銀行双葉支店を貸事務所等に改修する工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第18号 下水道管路復旧工事（下長地区開削）請負契約の締結についてですが、下長地区の下水道管路を復旧する工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第19号 双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託契約の一部変更についてですが、委託の契約内容に変更が生じ、契約金額を211億7,000万円に変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第20号 双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業業務委託契約の一部変更についてですが、委託の契約内容に変更が生じ、契約金額を1億7,611万2,995円に変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第21号 養液栽培施設敷地造成工事請負契約の一部変更についてですが、工事の契約内

容に変更が生じ、契約金額を 2 億1,089万8,600円に変更するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第22号 町道路線の廃止についてであります。双葉運動公園の整備に伴い、関係する道路を整理するもので、道路法第10条第 1 項の規定に基づき、廃止することについて同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第23号 町道路線の認定についてであります。双葉運動公園及び双葉駅西側地区の整備に伴い関係する道路を整理するもので、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき、認定することについて同条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第24号 土地の売払いについてであります。双葉町駅西地区西エリア宅地利活用事業に伴い町有地を処分するため、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第25号 令和 7 年度双葉町一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 6 億5,729万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は217億2,682万円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。

町税は、償却資産の増などにより、3 億8,590万7,000円を追加いたしました。

地方交付税は、普通交付税の増などにより、2,477万2,000円を追加いたしました。

国庫支出金は、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金などの減により、5 億6,795万円を減額いたしました。

県支出金は、事業費の確定などにより、6,944万3,000円を減額いたしました。

財産収入は、双葉駅西地区西エリアでの宅地売払収入など 1 億3,663万7,000円を追加いたしました。

繰入金は、事業費の確定等に伴う福島再生加速化交付金基金繰入金などの減や公共用施設維持運営基金繰入金の増など合わせて 6 億4,332万2,000円を減額いたしました。

諸収入は、原子力損害賠償金の増などにより、7,281万5,000円を追加いたしました。

次に、歳出についてであります。事業費の確定等により多くの科目で減額補正となっておりますので、主なものについて申し上げます。

総務費は、中野地区復興産業拠点や双葉駅西地区復興拠点の整備事業費の減などにより、11億6,333万9,000円を減額いたしました。

民生費は、複合的福祉サービス拠点整備事業費や町内防犯・防災パトロール業務の減などにより、10億7,351万3,000円を減額いたしました。

商工費は、既存ストック施設改修事業費の減などにより、2 億5,511万5,000円を減額いたしました。

土木費は、下水道事業会計補助金や橋梁補修事業費などの減により、8 億5,893万6,000円を減額いたしました。

諸支出金は、電源立地地域対策交付金施設整備基金積立金や公共用施設維持補修基金積立金などの増により、31億3,248万9,000円を追加いたしました。

継続費補正につきましては、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料ほか4事業を変更いたしました。

繰越明許費は、戸籍附票システム改修事業ほか4事業を計上いたしました。

議案第26号 令和7年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出それぞれ4,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額は14億3,214万7,000円となります。

議案第27号 令和7年度双葉町下水道事業会計補正予算(第3号)についてであります。収益的収入及び支出においては、収入として下水道使用料などの営業収益276万6,000円のほか、他会計補助金などの営業外収益2,531万4,000円をそれぞれ追加し、支出として実績確定により営業費用1億7,381万8,000円を減額いたしました。

資本的収入及び支出においては、収入として他会計補助金など5億2,055万9,000円を減額し、支出として実績確定により建設改良費1億8,670万3,000円を減額いたしました。

また、継続費の補正につきましては、双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業のほか1事業を変更いたしました。

議案第28号 令和8年度双葉町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は375億円で、前年度比212億6,000万円、130.9%の増といたしました。

歳入の主なものについて申し上げます。

町税は、固定資産税の土地及び家屋分の増額などを見込んだため、前年度比6,046万9,000円増の19億500万6,000円となります。

地方交付税は、震災復興特別交付税分を含む特別交付税の増額を見込んだため、前年度比33億8,392万1,000円増の52億6,271万8,000円となります。

国庫支出金は、福島再生加速化交付金などの増額を見込んだことにより、前年度比51億8,928万5,000円増の78億2,245万円となります。

県支出金は、避難地域復興拠点推進交付金などの増額を見込んだことにより、前年度比2億6,858万3,000円増の16億3,849万8,000円となります。

繰入金は、福島再生加速化交付金基金や中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金などからの繰入金201億8,501万4,000円を計上し、各種事業に充当してまいります。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は、前年度比152万3,000円増の7,308万円となります。

総務費は、双葉駅西地区住宅団地等整備事業費や双葉町コミュニティーセンター改修事業費、文化財等収蔵庫整備事業費の増などにより、前年度比76億4,678万1,000円増の138億8,794万2,000円となります。

民生費は、複合的福祉サービス拠点整備事業費などの増及び町内防犯・防災パトロール事業費の減など合わせて、前年度比9,228万2,000円減の27億1,635万3,000円となります。

衛生費は、双葉地方水道企業団負担金のほか、越田霊園改修事業費や健康増進事業費の増などにより、前年度比4,963万5,000円増の6億1,255万8,000円となります。

農林水産業費は、中田地区養液栽培施設整備事業費や営農再開支援水利施設等保全事業費、ふたばで農業やってみよう補助金などを計上し、前年度比15億2,925万7,000円増の22億5,078万9,000円となります。

商工費は、既存ストック施設改修事業費や新規産業団地事業化検討事業費などの増及び商業施設整備事業費の減など合わせて、前年度比7億9,993万5,000円減の10億2,042万6,000円となります。

土木費は、双葉運動公園整備事業費や街路灯設置事業費のほか、下水道事業会計への補助金などの増により、前年度比16億8,303万5,000円増の33億4,607万3,000円となります。

消防費は、双葉地方広域市町村圏組合負担金や防災行政無線改修事業費などを計上し、前年度比315万7,000円増の2億6,337万円となります。

教育費は、教育施設整備事業費や駅東地区復興まちづくり支援施設整備事業費などを計上し、前年度比65億3,543万円増の71億2,545万2,000円となります。

災害復旧費は、町道等の災害復旧事業費を計上し、前年度比7,180万円増の9,992万7,000円となります。

公債費は、前年度比1,364万6,000円減の1億3,180万円となります。

諸支出金は、福島再生加速化交付金基金積立金の増額などにより、前年度比46億6,108万9,000円増の58億9,050万9,000円となります。

なお、継続費として、双葉町コミュニティーセンター改修事業、教育施設整備事業を設定いたしました。

また、債務負担行為として、双葉町コミュニティーセンター改修事業（備品調達等業務）を設定いたしました。

議案第29号 令和8年度双葉町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は13億247万3,000円で、前年度比1,084万1,000円、0.8%の増といたしました。

議案第30号 令和8年度双葉町公有林整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は77万2,000円で、前年度比29万2,000円、27.4%の減といたしました。

議案第31号 令和8年度双葉町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は9億9,203万5,000円で、前年度比3,132万5,000円、3.1%の減といたしました。

議案第32号 令和8年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は1億1,722万円で、前年度比1,755万円、17.6%の増といたしました。

議案第33号 令和8年度双葉町下水道事業会計予算についてであります。収益的収入及び支出に

おいては、収入は下水道使用料などの営業収益及び他会計補助金などの営業外収益合わせて10億8,694万8,000円を計上いたしました。支出は水処理センター施設維持管理業務などの委託料や減価償却費などの営業費用及び企業債利息などの営業外費用合わせて10億8,694万8,000円を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出においては、収入は他会計補助金など1億6,374万1,000円を計上し、支出は双葉駅西側第二地区下水道施設整備事業などの建設改良費、企業債償還金など1億6,374万1,000円を計上いたしました。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いたします。

(「休議お願します」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 休議します。

休憩 午前10時07分

---

再開 午前10時09分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

---

#### 発言の訂正

○議長(岩本久人君) 町長。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 大変失礼しました。議案第18号で、下水道管路復旧工事、「下長塚地区」と言うべきものを「下長地区」と申し上げましたので、訂正をお願いたします。

それと、議案第25号の商工費の部分で、既存ストック施設改修事業費の減などにより、「2億5,517万」と申すべきところを「2億5,511万」と申し上げましたので、訂正をお願いたします。

あと、議案第28号で、商工費の前年度比7億9,993万5,000円減の「10億2,472万6,000円」と言うべきところを「10億2,042万6,000円」と申し上げましたので、訂正をお願いたします。

○議長(岩本久人君) ただいま町長、伊澤史朗君から発言の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

---

○議長(岩本久人君) これで提案理由の説明を終わります。

休議いたします。

休憩 午前10時12分

---

再開 午前10時12分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

---

## 町長施政方針

○議長（岩本久人君） 日程第36、令和8年度施政方針を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 令和8年第1回双葉町議会定例会が開会するにあたり、私の所信の一端と町政運営の基本方針を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

明日で東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から15年の節目を迎えます。津波被害が最も大きかった浜野地区において、被災の伝承と復興を祈念できるように「双葉町東日本大震災慰霊碑」を建立し、未曾有の災害による惨禍と教訓を決して忘れることなく、将来に伝えていく場所としてまいります。

また、本年も双葉町産業交流センターに「東日本大震災追悼献花場」を設けます。私も献花場へ赴き、午後2時46分に震災により失われた尊い命、そして、ふるさと双葉町に戻ることを願いながらも志半ばで亡くなられた方々の御霊に哀悼の誠を捧げてまいります。

さて、私の町長としての4期目の任期が始まって1年が経過しましたが、これまで積み重ねてきた取組が具体的な成果として表れ、町の復興が確かな歩みとして進んでいることを実感しております。

イオン双葉店の開業や復興シンボル軸における長塚跨線橋の開通、双葉町体育館・公民館跡地に整備を進めてきた飲食店3店舗が間もなく開業を迎えるなど、日常生活の利便性が向上し、町に新たなにぎわいが創出されつつあります。

また、特定帰還居住区域に認定されている下長塚、三字、羽鳥行政区の一部で立入規制が緩和されたほか、昨年6月に創設した民間賃貸住宅の新築促進補助制度の活用が進むなど、今後の居住人口の増加につながる明るい兆しが見えてきております。

さらに「太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」を制定し、再生可能エネルギーの活用と景観や自然環境との調和を両立させたまちづくりの基盤を整備するなど、本町の復興が新たなステージへと力強く踏み出した1年でもありました。

令和8年度は、第3期復興・創生期間の初年度であるとともに、復興まちづくり計画（第三次）の最終年度に当たることから、次期計画の策定を進めているところであります。

復興まちづくり計画（第四次）は、令和4年8月に町への帰還を果たしてから策定する初めての長期計画であり、10年先の未来を見据えた町の姿を示す大切な道標です。安心して暮らせる土台を築き、双葉町に関わる全ての人と共に人の営みを原動力に、学びと挑戦が日常にあふれる町を目指して、今後とも町民の皆さんや双葉町に関係する方々との議論を重ね、復興への道筋を示していきたいと考えております。

特定帰還居住区域についてであります。本年2月、帰還困難区域内の避難指示解除に向けて策定

した「特定帰還居住区域復興再生計画」の変更が認定され、第2期帰還意向調査に基づく約160ヘクタールが新たに追加されるとともに、羽鳥行政区の一部で立入規制緩和区域が追加となりました。帰還困難区域の避難指示解除に向けた大きな前進であり、町民の皆さんのさらなる利便性の向上や帰還への機運醸成が進むものと期待しています。今後は、立入規制が緩和された3行政区の令和8年度中の避難指示解除に向け、除染や建物解体、生活インフラの整備を着実に進められるように国と調整してまいります。

また、国が示した「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」という方針の早期実現と「帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意を具現化することを粘り強く国に要望してまいります。

私が町政運営における最重要課題として位置付けているのが、居住人口の拡大です。町民の皆さんが安心して帰還できる環境を整えるとともに、新たに双葉町で暮らし、働き、子育てをしたいと考えられる方々を定住につなげることが、町の復興と将来にわたり持続的に発展する基盤となります。

今後は、「駅東まちづくり基本構想」を踏まえ、これまで「住む拠点」として整備を進めてきた駅西地区とともに「暮らしへの拠点」へと発展させ、双葉駅を中心としたウォークアブルなまちづくりを進めてまいります。

居住人口の拡大に大きな原動力として期待しているのが、令和10年4月に町内において再開を予定しているこども園・義務教育学校であり、子育て世代の定住に直結する重要な施策と捉えております。

基本構想に掲げた4つの学校像を踏まえ、「世界にひとつの双葉の学校」を目指し、0歳から15歳までの保育・教育に対応し、双葉町から世界をフィールドに自らの選択と行動で社会を変えることができる子どもの育成を目指して、幼少期からの外国語活動を中心とした魅力ある教育環境づくりを進めてまいります。今後は、新たに開設したSNSを中心とした情報発信にも力を注いでまいります。

学校再開とともに柱となるのが農業の再生であります。昨年12月に高市総理大臣が来町され、原発事故の影響で手つかずのまま荒廃した石熊地区の農地を視察されました。その際、私から帰還困難区域の農業水利施設の除染と復旧について要望したところ、高市総理大臣からは、特定帰還居住区域における営農再開を支援するため、農地や水利施設の除染に加え、農業法人等の参入や近隣農地を活用した一体的な耕作を調整していくことを示していただきました。

今後は、政府の方針を踏まえ、営農再開に向けた大きな課題である「担い手の確保」と「農業の基盤整備」の早期実現と、10年先を見据えた営農の在り方について、町民の皆さんとの議論を深め、営農再開面積の拡大につなげてまいります。

その上で、物価高騰や人材不足など厳しい社会情勢を踏まえ、復興事業を着実に進めるためには、安定的かつ中長期的な財源の確保が不可欠であります。

国は、昨年6月に「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を変更し、令和8年度から5年間の復旧・復興事業の規模は、第2期復興・創生期間を超える1.9兆円程

度と明示しました。複合災害からの復興は、中長期にわたる財源の確保が不可欠であり、避難指示の解除時期や復興の進捗などの違いにより、各種事業における絞り込み等の不公平が生じないよう今後も県や関係自治体と連携し、国や関係機関に強く要望するとともに、高速道路の無料化措置と医療費等の減免措置の継続につきましても、国に強く働きかけてまいります。

東京電力ホールディングス株式会社に対する要求についてであります。本年1月に東京電力ホールディングス株式会社の小早川社長が来町した際に、「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書」を手渡すとともに、廃炉作業の安全かつ確実な実施や原子力損害賠償の完全実施、双葉町の復旧・復興に向けた取組への協力など、要求事項の実施について求めました。

特に原子力損害賠償については、中間指針や追補などによらず、少なくとも特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された令和4年8月30日までに賠償期間を見直すことや、被害の実態に見合った十分な賠償を確実にを行うように原子力発電所事故の原因者としての責任を全うすることなど、改めて「3つの誓い」の意義を深く認識するように強く求めました。

中間貯蔵施設及び除去土壌等の県外最終処分についてであります。国が約束した2045年3月まで残り20年を切る中、昨年7月から、中間貯蔵施設に保管された除染土壌の一部が首相官邸や各省庁で使用され、復興再生利用に向けた第一歩となりました。

8月には、除去土壌等の県外最終処分に向けた政府の5年間のロードマップが公表されましたが、具体的な方針や工程がいまだ明確ではなく、国民的理解の醸成も十分とは言えない状況が続いています。

中間貯蔵施設を安全に管理することはもちろんのこと、2045年3月までに県外最終処分を確実に履行するため、政府が先頭に立ち、国の総力を挙げて再生利用を推進し、全国的な理解をさらに深め、最終処分地の選定を計画的かつ着実に進めることを継続して求めてまいります。

次に、復興まちづくり計画（第三次）に掲げている基本施策の5つの分野について、令和8年度で重点的に取り組むべき施策を申し上げます。

まず、「生活環境」についてであります。

住宅の整備・支援については、これまで駅西地区において良好な住宅地を形成するエリアの具現化を目指し、一団地事業を展開することで、「住む拠点」である駅西住宅や住宅の分譲地等の整備を進めてまいりました。

今後は、迅速かつ効果的に居住環境を整備するため、民間活力を活用した住宅整備を推進することが極めて重要であると認識しております。

そのため、帰還される方を対象とした帰還促進住宅支援事業に加え、民間賃貸住宅の新築促進補助制度を創設し、民間事業者が参入しやすい環境整備に努めてまいりました。

先般のプロポーザルでは、大和ハウス工業株式会社から駅西地区の一部区画において、家族向けを

含めた100世帯分の賃貸住宅を整備するとの提案をいただいたところです。今後とも民間活力を活用した整備を進めるとともに、新山地区における新たな住宅整備についても検討に着手し、居住人口の拡大に努めてまいります。

また、移住定住相談センターやお試し住宅の取組を生かすとともに、新たに作成するプロモーション動画を効果的に活用するなど、移住・定住の促進にも注力してまいります。

さらには、応急仮設住宅の供与期間終了を見据え、生活に困窮する町民の生活再建を支援するため、必要に応じて個別訪問するなど、切れ目ない対応を継続していく考えです。

生活関連施設等の整備については、双葉町体育館・公民館跡地に整備を進めてきた飲食店3店舗の完成を迎えることから、商業施設の拡張を視野に基本計画の策定を進め、町内に居住する皆さんや働く方々のさらなる生活環境の向上に努めてまいります。

公共インフラの整備・復旧については、新しいこども園・義務教育学校と駅西住宅をつなぐ重要な生活道路である町道前田長塚線の改良工事のほか、狭あいとなっている戒川橋の改良工事を進め、安全性や利便性を向上させてまいります。

また、町道や橋梁等の点検・修繕等を継続的に実施することで、今後も適正なインフラ整備に努めるとともに、特定帰還居住区域の避難指示解除も見据えた下水道施設の復旧や維持・修繕なども進めてまいります。

防犯・防火・防災体制の強化については、防災行政無線を持続的に運用するためのデジタル化を進め、災害時の緊急情報や防災情報をより確実に伝えることができるように取り組むほか、町内の必要箇所に防犯灯を増設するとともに、復興シンボル軸の一部区間に新たな街路灯を設置するなど、安全確保に努めてまいります。

また、特定帰還居住区域の立入規制が緩和された区域については、警察との連携はもとより、365日24時間体制のパトロールを継続することで防犯体制を強化し、安全・安心な生活環境の構築に努めてまいります。

その他、全国的に喫緊の課題となっているクマ被害対策については、緊急銃猟に向けた体制整備を進めてまいります。

次に、「産業・エネルギー」についてであります。

商工業の発展については、「働く拠点」として整備を進めてきた中野地区復興産業拠点において、昨年も新たに2つの企業を加え、現在25の企業と立地協定を締結し、うち20社が操業を開始しております。

本年6月には、大和ライフネクスト株式会社が整備するカンファレンスホテルが開業予定であり、ロボットの開発・製造を手がける株式会社ビーエイブルによる廃炉技術の研究開発拠点の整備も進んでいるところです。

双葉町に進出したいと考える企業が、依然として旺盛と感じる一方で、復興産業拠点の協定締結済

区画が7割に達している状況にあるため、新たな産業拠点の整備に向けた検討を進めてまいります。

双葉駅周辺においては、旧東邦銀行双葉支店をスモールオフィスやコワーキングスペース機能を有した起業家向けの新しい施設として整備し、新たな産業や交流を生み出す地域の活動拠点としての活用を進めてまいります。

また、双葉北小学校の旧校舎の利活用を進め、民間活力の活用を見据え、既存ストックを生かした産業創出に取り組んでまいります。

農業の再生については、避難指示が解除された下羽鳥・長塚地区のは場整備や上羽鳥の基盤整備など、各地区のハード整備が着実に進捗しております。今後は、農業の基盤整備と担い手への集積を通じた営農再開を加速させるため、営農する個人や法人への支援制度を創設するとともに、ため池の放射性物質対策や農業水利施設の復旧を継続して取り組んでまいります。

中田地区に建設を進めているトマトの養液栽培施設は、年間を通じて安定した栽培ができる利点を生かして年間500トンの収量を目指し、本年中に着工を予定しております。

また、昨年は町内2カ所でコメの実証栽培を実施して安全が確認されたことから、次年度もコメの出荷制限解除を目指した実証栽培を継続することで、農業の再生に向けた取組を加速させてまいります。

次に、「医療・健康・福祉・介護」についてであります。

健康管理体制の確保等については、引き続き「健康ふたば21計画（第二次）」に基づき、具体的な推進項目や数値目標を定めて取り組んでいるところです。

今後も総合健診を実施するにあたり、保健師業務等の外部委託も活用して、町民の皆さんの健康状態をきめ細かく把握し、健診結果説明会等による事後フォローアップを通じて、生活習慣病などの早期発見に努めてまいります。

また、昨年9月に明治安田生命保険相互株式会社いわき支社と締結した包括連携協定を踏まえ、各種イベントにおける町民の健康増進に努めるとともに、新たに介護事業所への送迎サービスを開始するほか、母子手帳や乳幼児健診等のデジタル化を進めることで、町民サービスの向上に尽力してまいります。

福祉・介護体制の構築については、駅西地区に複合的福祉サービス拠点として、通所や訪問介護サービスの提供はもとより、地域包括支援センターによる相談、さらには誰もが気軽に集うことができる施設の整備を進めており、令和9年度の供用開始を目指して、本年中に本体工事に着手する予定であります。

地域包括ケアの体制づくりや医療費・介護保険料の削減等にもつながる介護予防などにも力を入れる方針であり、高齢者を含む全ての住民がまちづくりの担い手として活躍できるように取り組んでまいります。

次に、「教育・子育て・歴史・伝統・文化」についてであります。

教育環境の整備・充実については、本年中にこども園・義務教育学校の建設工事に着手するとともに、基本構想で掲げた学校像に沿った保育・教育理念を策定し、カリキュラムの編成を進めてまいります。

また、次年度も双葉中学校の生徒を対象とした生徒海外派遣事業を実施し、国際社会や地域社会で活躍できる人材の育成を図りながら、友好都市締結に向けた交流を積み重ねるとともに、地域と連携した生涯学習事業も充実させてまいります。

子育て環境の充実については、「双葉町こども計画」の基本目標に基づき、少子化に対処するための施策や子ども・若者の健やかな成長に資する社会環境の整備などに取り組んでまいります。

また、令和8年4月から生後6カ月から満3歳未満の保育所に通園していない子どもを対象とした「こども誰でも通園制度」が開始されることに伴い、新たな給付制度にしっかりと対応してまいります。

さらには、こども園・義務教育学校の再開を契機とした子育て世代の帰還や移住を見据え、子育て支援策を拡充させるための体制を構築するほか、新たな施策の検討を進めてまいります。

歴史・伝統・文化の伝承については、昨年12月に清戸迫横穴墓群から新たな彩色壁画を発見したことを公表しました。町内での彩色壁画の発見は約50年ぶりの快挙であり、発見した壁画の保存状態も良好で、当時の姿を今に伝える極めて貴重な文化遺産であります。清戸迫横穴墓群の保存と活用を図るとともに、文化財等収蔵庫の建築工事にも着手し、双葉町の歴史と文化の継承に努めてまいります。

最後に、「きずな・結びつき」についてであります。

交流機会の確保については、町政全般に関して町民の皆さんのご意見やご要望を伺い、今後の町政に反映させるため、町政懇談会を開催するとともに、座談会形式による意見交換の場を継続してまいります。

また、行政区が主体となって活動する除草作業に対して、報奨金の上限額を拡充し、環境美化活動を通じた町内環境の整備をより一層進めることで、ふるさととの結びつきを創出してまいります。

交流・関係人口の創出については、双葉駅前のコミュニティーセンターが、震災前の姿をとどめる数少ない施設であることから、町の歴史や記憶を残すため、既存建物を生かしつつ、宿泊機能や賑わいの創出などの新しい観点を捉えた再整備を進めてまいります。

また、中野地区の復興祈念公園の隣接地に屋外空間を生かした双葉運動公園の整備を進め、本年から用地買収に着手してまいります。

さらには、地域での人や情報、サービスをつなぐ中心的な拠点として、誰もが集い、誰かに会える場所を目指し、新たな公共施設である「駅東地区復興まちづくり支援施策」の検討に着手いたします。

加えて、町内でのにぎわいを創出するために実施しているイベント補助金に新たな枠を設けるとともに、プレミアム商品券事業を継続するなど、交流・関係人口の創出に寄与する施策に取り組んでまいります。

以上、令和8年度における町政運営の基本方針を申し述べました。

今後とも、町議会並びに町民の皆さんと丁寧に意見を交わしながら、双葉町の復興と再生に向けて、職員一同全力で取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆さんの、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和8年度の施政方針といたします。

○議長（岩本久人君） 休議します。

休憩 午前10時38分

---

再開 午前10時39分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

---

#### 発言の訂正

○議長（岩本久人君） 町長。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 読み間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

「暮らしの拠点」と言うべきところを「暮らしへの拠点」と申し上げましたので、訂正をお願いいたします。

また、「明治安田生命保険相互会社」を「明治安田生命保険相互株式会社」と申し上げましたので、訂正をお願いいたします。

さらに、「駅東地区復興まちづくり支援施設」と申し上げるところを「駅東地区復興まちづくり支援施策」と申し上げましたので、訂正をお願いいたします。

○議長（岩本久人君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

---

○議長（岩本久人君） これで令和8年度施政方針を終わります。

ここで、暫時休議いたします。

休憩 午前10時41分

---

再開 午後 1時00分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

---

#### 一般質問

○議長（岩本久人君） 日程第37、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位 1 番、議席番号 2 番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

2 番、山根辰洋君。

( 2 番 山根辰洋君登壇 )

○ 2 番 ( 山根辰洋君 ) お疲れさまです。議席番号 2 番、通告順位 1 番、山根辰洋、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

1、特定帰還居住区域の下水道事業について。帰還困難区域の避難指示解除の要件には、生活インフラの整備が含まれており、旧特定復興再生拠点区域では下水道の復旧を前提として帰還環境整備が進められたものと認識しております。

現在、避難指示解除に向けて帰還環境整備が進められている特定帰還居住区域においても、避難指示解除の要件としての生活インフラの整備において、下水道の復旧は前提となっているのでしょうか。

既に解除されている区域における下水道の稼働状況や不明水対策の現状を踏まえると、全面的な復旧を前提とすることは、将来的な維持管理コストの増大につながる懸念があります。将来の人口規模や負担を見据え、この段階で下水道事業区域を見直す検討を行うべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長 ( 岩本久人君 ) 町長、伊澤史朗君。

( 町長 伊澤史朗君登壇 )

○町長 ( 伊澤史朗君 ) 2 番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

特定帰還居住区域の下水道事業についてのおたただしですが、まず特定帰還居住区域における避難指示解除の要件として、生活インフラの整備に下水道の復旧が前提かとのおたただしですが、国が示している避難指示解除の要件のうち、生活インフラについては、電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラと定義されているため、下水処理については、適切な排水設備を整備することが要件であると認識しており、諸条件を整理した上で、下水道の復旧を進めているところであります。また、特定復興再生拠点区域における生活インフラの整備も同様の考えに基づいております。

次に、下水道事業区域を見直す検討を行うべきではないかとのおたただしですが、前提として、下水道から浄化槽に切り替えた場合、不要となる下水道管は産業廃棄物となるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、全て撤去する義務が生じ、その費用は、下水道管の復旧費用と同等になると試算しております。その上で、復旧工事に係る国庫補助の割合や普通交付税の措置状況、浄化槽導入のコスト、町内における浄化槽設置事業者の有無、下水道区域から除外することによる地価の低下、さらには解除時期の違いによる不公平感などの町民感情への配慮や、帰還される方の利便性など、様々な視点から検討を重ね、下水道を復旧する方針に至ったものです。

○議長 ( 岩本久人君 ) 2 番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、いろんな条件の中で、下水道の復旧を判断されているということだったのは理解はしたところで再質問なのですが、1つは人口規模を今後、今2,000人を目指しているというところが一つあるかなというふうに思っております。短期的な目線で見ると、比較的、本当にコストがかかって大変であるということは、今のご説明で理解はしたところなのですが、将来的な未永い20年、30年という単位で考えたときに、果たして今ここで変えられるものは変えるべきではないかという視点もあるのではないかなというふうに思っております。

1つは、やはり下水道のそもそもの成立する人口規模感というのが、国交省のほうでも試算を出されているのですが、1平方キロメートル当たり5,000人の人口密度がないと採算は取れないないというのがまず数字として出ていて、1平方キロメートルに2,000人がぎゅっとなっているのであれば、ぎりぎり採算性が合うというのは、数字としては計算は既にされているものかなというふうに思っています。

一方で、今、旧特定復興再生拠点区域は555ヘクタールということで、この中に2,000人が入るのであれば、下水道事業としては成立するのかなとは思いますが、なかなかそういったまちづくり上、まだまだこれから見通せないところもあるのはもちろん重々承知なのですが、そういった形で人口密度を上げていかないと、そもそも下水道事業の再開というのが難しいのではないかなというところで、現状を鑑みるとちょっとずつ町の人口が増えてだったりだとか、土地の活用が進んでいく中で、開発するエリアをしっかりと決めていながら整理していくのが重要なのではないかなというふうに思っているところでした。

その上で、ちょっといろいろとこの質問する際に調べさせていただいたのですが、都市計画のマスタープランという形で、福島県と連携して、平成16年に県とマスタープランをつくっているというところで、その中で下水道の整備もいろいろとわかれていたというふうに認識しているのですが、それが平成12年を起点に、平成32年までを20年の区画で、この双葉町において下水道整備しながら、町の発展をしていきたいと思いますというふうには決められていたというふうに理解しているのですが、その中で23年にこういった地震があって、避難があってというふうな中で、本来整備し切って、下水道の環境を享受するという期間が本来15年あったはずで、そこでいろいろこう変えていきたいと思いますというのが流れとしては本来あったのだらうなと思うのですが、避難の中でなかなかそういったものができず、帰還困難区域の解除とともに、同時に生活インフラを整えなければいけないというのは、結構、都市計画と含めて一緒にやっていくことなのかなというふうに思っております。

県のホームページを見ると、津波の復旧、災害エリアに関しては、復興状況、地域の復興計画の状況を基にマスタープランを考えますというのがホームページ上に一文書いてあると思うのですが、これに関しては避難指示の解除、今、町長の答弁でもありましたけれども、国の避難指示解除の要件の中に生活インフラが入っていて、上下水道がセットであるということは、これは国もそこはしっかり

と考える主体であるということを言っていることの裏返しかなというふうには思っていて、今、双葉町の現状を鑑みたときに、都市計画をしっかりと整備しながら生活インフラも整えていくということは、同時にできる発想なのではないかなというふうに思っているところでした。

これが避難指示が5年で解除されて、すぐに下水道復旧という話と、15年かかって、社会一般的に下水道の普及、継続は難しいというのがもういろんな情報として出ている中で、あえてその道に進むというのが、ここの辺は将来的なまちづくり上の課題にあるのではないかなと思うので、ここは県、国も含めて、これは多分町単独だと難しいとは思っているので、そういったそもそものベースを含めて解除をしていくということも議論にすべきなのではないかなというふうに思っています。

県のホームページ上にも、津波の復旧状況、復興計画等を鑑みてマスタープランをと書いてある一方で、今、中野の産業団地のほうは、下水道区域に入っていなかったがゆえに浄化槽になっているという事実もあつたりすると思うので、その辺は本当に密集して、下水道を敷設する密集エリアはここで、そこはしっかり効率の高い下水道でやりつつ、少し避難指示解除が遅れて、人の戻りが遅いところは浄化槽でというような、そういったことも必要なのではないかなと思うので、ぜひそういった議論を特定帰還居住区域のところでもなるべく訴えていく。

もちろん現状でできることとスピード感ということもあって、難しいところもあるというのは重々承知しているのですが、将来的な20年後のインフラの持続性みたいなところを考えたときに、それは国を、今の社会一般的な情勢も含めて、人口密度が下がっている中で下水道事業は難しいというのは総務省も言っていることではあるので、そういったところもしっかり巻き込みながら、復旧、復興していくというのは双葉町の一つのモデルなのではないかなと思うので、ぜひ何かそういった検討していただきたいとは思っているのですが、そういったのをセットに議論を進めていく余地があるのかということもちょっともう一点、再質問でお聞きしたいなと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まずは、帰還を進めることが前提であり、帰還者が帰還できるように配慮することが必要となるということも考えていかなければならないと思っています。人口が戻らないと都市計画も進めることができないため、人口増、いわゆる居住人口を増やす取組というの、これも併せてやっていかなければならないと。

山根議員ご指摘の、まず1平方キロメートル当たりの人口が5,000人以上が採算ベースだというふうなご指摘あります。それも当然考慮しなくてはならないのですけれども、まず双葉町で震災前に下水道の整備状況というのは県内でもたしかベスト5に入っているぐらい下水道の普及率というのはよかったように記憶しております。

議員からご指摘あつたように、いわゆる人口密集地帯のところを下水道を再整備することによって、それ以外のものは、そういったものと違う合併浄化槽とかそういったものというの、当初、私も考

えていました。ただし、先ほどの第1回目の答弁の中でありますように、その取組をしてしまうと、いわゆる下水道の廃棄もしなくてはならないわけです。下水道管、その廃棄に係る費用というのも莫大にかかってしまうということを考えますと、費用対効果とかコスト的なものを考えますと、下水道を継続したほうが町の負担は少ないだろうというふうな試算をするに至ったということでありま

す。

そういった部分で、今、議論の余地があって、国として下水道ではなくて、より住民の皆さんに負担のかからないような取組ということも考えなくてはなりませんけれども、一方、浄化槽の設備に関しての費用も、これ個人負担という部分で考えなくてはなりません。例えば、下水道を敷設してあった部分の家屋であれば、当然、本来下水道享受できる負担をされていたわけですから、町としてその部分は費用負担しなくてはならないということになります。そうしたときに、その負担分はいいとしても、下水道そのものの年間負担というか、いわゆるくみ取りというのは年1回やらなくてはならないです。その費用に関しましては、大体年間7万円かかるというふうに試算されています。そういったことを考えますと、下水道を使って各個人の下水道使用料の負担と、浄化槽の年1回のくみ取りとか、そういった当然やらなくてはならない費用負担を考えますと、下水道のほうがどちらかということコスト的には、ある程度安価にできるというふうな試算も一方では出ています。

そういったことを考えますと、なかなか難しい判断でありますけれども、これは国との協議も当然していかななくてはならない中で、ただ、今の現状では、先ほど申し上げましたように下水道を止めて、違うそういうふうな処理施設の対応にしていまいますと、いわゆる産業廃棄物扱いということで、下水道管そのものの費用が莫大な費用がかかってしまうということを念頭に、今回、町としてはそういう判断をさせていただいているということですので、よろしくお願ひします。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ありがとうございます。まちづくりの15年かかって避難指示解除もこの時間かかっているというところで、その構造を本来だったらじっくり変えていけた期間がなくて、今、町長がおっしゃるのもすごく分かるのですけれども、インスタント、今、瞬間的に一気にごそっと変えるということで、こうなって金額上がってしまうということだとは思っておりますけれども、実際は、本来ゆっくりやってこれた場所だったり、社会情勢がいろいろ変わっていく中、この15年移り変わっていく中で、本来ゆっくりやれたものができなかったというところは、これは一つの事故の弊害だろうというふうに思っているのです、その辺りは何か国との協議の中で配慮いただけないのかどうかというのは、ちょっと廃棄物の処理に関するこれも一つのまちづくりの一環であるというところをしっかりと示したりだとか、先ほどの合併浄化槽の導入に関しては、今補助が10のうち6分の1個人負担で、4分の1が公共負担でというような、そういった制度も転換においてはあるというふうには調べてはいるのですけれども、そういった比率を帰還というものに合わせて、少し個人負担を減らすような仕組みにしたりだとか、いろんな方式が考えられるのではないかなと思うのですが、その辺り何かやっぱ

りなかなか双葉町の15年かかってというところを、町長、いつもかねてから一緒におっしゃっていただいていますけれども、スペシャルがなかなか難しいのだというのもあるというふうには理解しているのですが、やっぱり町の現状を含めて、直したはいいけれども、町の継続性に課題が残ってしまつては、非常にこの先のまちづくり上、将来も含めて、次の担い手も含めて、負担になっていくと思うので、ぜひ瞬間的にはかかるものかもしれないのですが、20年かけたときに実際どうなのかということも含めて議論して、できないものかというのをぜひもう一度チャレンジができるかどうかということをもう一回お伺いしたいなと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

今の状況は、現状での考え方ということで、国の判断ということです。これに関して、条件、双葉町で下水道を配置したエリア、その部分に関しては当然受益者負担ということで、住民の皆さんに負担をいただいているということが大前提になってきます。そういった部分での公平感、不公平感のない、不公平にならないような取組というのが大前提で考えていかななくてはならないということと、今議員からご指摘あったように、そこは将来の人口推移というのはなかなか見通せない現状でありますけれども、そういったことを考えたときに、いわゆる受益者である町民の皆さんに負担のかからないような将来的な構想というのは、当然考えていくべきだろうと。

まずは、国のほうとそういったような協議は今現在しておりませんので、国のほうとそういう協議も含めて、可能であるかどうかということも町としてちょっと取り組んでいきたいなというふうに思います。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ありがとうございます。では、2つ目の質問いきます。

2、少額で多様な補助金制度の創設について。隣接町や他の自治体では、小規模グループの多様な活動に対するコミュニティ補助金や個人の挑戦を応援するチャレンジ補助金、さらには町内の学校卒業生を対象とした同窓会補助金など、少額ながら様々な活動主体や活動を支援する制度が設けられています。こうした制度は、地域の担い手を増やし、関係人口の創出にもつながっています。

一方、当町では、震災前のにぎわいを取り戻すことが主目的の補助金や避難指示解除前に制度化された補助金を中心となっており、避難先から関わる町民や新たに移住してきた方々など、避難指示解除後に生まれた多様な活動主体や新たな活動に十分対応できていないのではないかと感じています。町の活性化や将来のまちづくりを担う人材を増やしていくためにも、他自治体の事例を参考にしながら少額で柔軟に活用できる補助金制度を検討し、制度化していくことが重要だと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 少額で多様な補助金制度の創設についてのおたただしですが、他の自治体において、町民のコミュニティ構築や町とのつながりの維持を目的とした補助金制度が創設されていることは承知しており、今後、町の居住人口が拡大する中で、帰還された方や移住された方が協働するコミュニティの形成を支援することで、多様な活動主体が生まれ、町の活性化や将来のまちづくりを担う人材の育成にも寄与するものと考えております。

一方で、町民のコミュニティ形成に資することを目的とした補助金を創設したものの、イベントの開催が主眼となり、コミュニティの形成に至らず単発で終わるケースや、制度は創設したが、申請件数が少ないという事例を聞いており、少額で多様な補助金制度の創設につきましては、その必要性について十分な検討を重ねるべきと感じております。

議員のおただしにありました町の活性化や将来のまちづくりを担う人材の育成につきましては、様々な活動主体が集う場所や機会を増やしていくことに注力すべきと捉えており、旧東邦銀行双葉支店をスモールオフィスやコワーキングスペース機能を有した起業家向けの新しい施設として整備を進めるとともに、地域での人や情報、サービスをつなぐ中心的な拠点として、駅東地区復興まちづくりの支援施設の検討に着手してまいります。

また、民間が主体として実施している小さな一步プロジェクトや、アーティストインレジデンス、FUTAHOME（ふたほめ）など様々な活動主体と連携を図りながら、地域の担い手と関係人口の創出につなげてまいります。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

今、多様なというところでいくと、1つ、私の下の世代から、同窓会の補助金はすごくあると、ふだん、東京でみんな集まってしまう同窓生が双葉で集まるきっかけになるのではないかみたいなことは、複数人の方からちょっと話があって、そういった形で少しでも双葉に来てもらうというような、同世代のつながりとても強い、中学校が1つで、皆さん、そこを登竜門にして社会に出ていくというような環境があったと思うので、やはり双葉をふるさとに思っている、そういった同窓生の皆さんを双葉に連れてくるという一つのきっかけとして、そういったことはつくれるのではないかなというふうに思っています。

さらに、今ちょっと申請の件数の話も出ていたかなと思うのですが、これはそういった同窓生の幹事をやるような方たちであったり、キーマンをしっかりつかまえて、そういった人たちとしっかりコミュニケーションを取れるような、そういった仕組みが必要なのだろうなというふうに思っているところでした。

今、コワーキングスペースを核にということもあったかなと思うのですが、そういったものもそうですし、もう一つは、もともとは何かコミュニティ支援という形で、復興支援員制度とかも活用されていたりとかしたとは思いますが、以前の質問とかでもさせていただいたとは思いますが、避

難から解除されて戻ってきたタイミングでのコミュニティ支援の在り方というのをもう少し考えて、そういった復興支援員制度も活用した支援者、主体者へのサポートみたいなことも重要なのではないかなと思っておりました。

この辺り、1期目のときの議会調査のときも、町内のコミュニティの窓口づくりとか、調査の報告書を上げさせていただいたりとかもさせていただいたのですが、その辺りの今後の体制、まだお聞きできていなかったりとか、それが進捗があったのかということもあるかなと思ったので、ぜひちょっとその辺をお聞かせいただきたいというふうに思っていました。

なので、ちょっとコミュニティ支援の今後の在り方、調査提案もさせていただいたと思うので、そういったところの前提に、どんなふうに今、検討されているかということと、その補助制度の活用の活性化のための今後のコワーキングスペースだったり、そういったところに具体的にどんなふうに関わっていただくかというイメージがあるかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに、2点ちょっとお伺いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、この様々なコミュニティの支援の創設、考え方につきましては、少額で多様な補助金制度の創設につきましては、その必要性について十分に今後、検討を重ねていくというふうに考えております。

また、東邦銀行のコワーキングスペースだったりスモールオフィスというのは、新たな起業家向けの新しい施設として整備を進めるということで、地域の人々の情報、サービスをつなぐ中心的拠点として、今後、検討に着手をしていくというふうに考えております。

さらに、コミュニティ支援の取組についてですが、その必要性、今後、どういうふうにしていくかということも含めて、検討を重ねていきたいというふうに思います。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） これから検討されていくということで、理解しました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩本久人君） 通告順位2番、議席番号7番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。  
7番、高萩文孝君。

（7番 高萩文孝君登壇）

○7番（高萩文孝君） すみません。着座にて質問させていただきます。通告順位2番、議席番号7番、高萩文孝、今ほど議長の許可をいただきましたので、通告書にのっとり一般質問をさせていただきます。

1、双葉町のワクチン接種事業について。令和7年第2回議会定例会6月10日の一般質問にて、双葉町のワクチン接種事業について質問させていただきました。（1）带状疱疹ワクチン、（2）新型コ

ロワクチン、(3)HPVワクチン、特に(2)の新型コロナワクチンについては、国の疾病・障害認定審査会感染症・予防接種審査分科会の令和8年1月26日現在の審査結果報告書によると、これまでの累積進達受理件数は1万4,769件、うち認定された件数は9,439件、否認件数は4,427件、保留件数は19件と記載されています。

また、死亡一時金または葬祭料、障害年金及び障害児養育年金に係る件数のうち、死亡一時金または葬祭料は、何と認定件数1,063件、否認件数702件、保留件数2件であり、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種後に死亡した方は、この制度に申請した人だけでも1,904人となっているという事実があります。前回、一般質問させていただいた令和7年5月19日現在の数値1,759人から、さらに145人増えております。そこで、双葉町民における各ワクチンごとの被害の実態報告をお聞かせください。

また、このときの町長答弁において、「今、我々勉強不足といいますが、このワクチンとか、ウイルスの感染症に対しての知識があまり豊富でないというのは自覚しておりますので、そういったものもまず勉強しながら、議員の今お話のあったことについてしっかりと説明を聞きながら取り組んでいきたいと思います」とのお言葉をいただきました。

当方では、早速、徳島大学名誉教授、大橋眞先生、昭和薬科大学、長南謙一教授、日野市市議会議員、池田としえ先生、そしてハンセン病問題啓発講師であり、一般社団法人命と人権のライト代表理事である望月先生等の専門家へ連絡し、勉強会の開催のご快諾をいただいております。その旨を町長にお伝えし、調整を図っていただいておりますが、8カ月以上経過した今もお返事をいただけない状況です。町民の命に関わる感染症の正しい知識を持つことは、感染症法第3条及び第4条に鑑みて必要不可欠でございますが、そのような場に参加するお気持ちがないのかをお答えください。もしあるのであれば、いつご参加可能かをお示しください。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

双葉町のワクチン接種事業についてのおたただしですが、まず双葉町民における各ワクチンの被害の実態報告についてであります。町が把握できることは、予防接種健康被害救済制度の利用申出のみであり、現時点で予防接種健康被害救済制度の利用申出を受け付けたものは、新型コロナワクチン接種に係る1件であります。

次に、勉強会についてであります。令和7年第2回議会定例会の高萩議員の一般質問において、「私がやりますので、ぜひ一緒をお願いしたいと思って、再々質問とさせていただきます」との質問に、「説明を聞きながら取り組んでいきたいと思います」と答弁したのは事実であります。その後、勉強会の開催について打診を受けたという認識はありません。

また、勉強会に参加する気持ちがないのかのおたただしですが、令和7年第2回議会定例会のご質

問を受け、これまで勉強会への参加について検討を重ねてまいりました。直近である令和8年2月4日に開催されました第110回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応部会及び令和7年度第110回薬事審議会医薬品等安全対策調査会の合同会議では、集計対象期間（令和7年7月1日から9月30日）において、新型コロナワクチン副反応疑い報告について、現時点では重大な懸念は認められない。また、ファイザー社、モデルナ・ジャパン社、武田薬品工業社、第一三共社、Meiji Seikaファルマ社のワクチン接種については、これまで継続的に注視して議論してきた内容も踏まえると、ワクチンの安全性に係る重大な懸念は認められないという意見でまとめられ、新型コロナワクチンについては、これまでの副反応疑い報告によって、その安全性において重大な懸念は認められないと国が評価しております。ワクチン接種は、予防接種法に関することであり、町がワクチンの是非などについて議論する立場にないため、議員ご提案の勉強会への参加の可否についての答弁は控えさせていただきます。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 1件、そういう町民の被害が出ている。町長の今のご答弁ですと、町民のコロナワクチンに係る健康被害の数は、今1件出ているわけですね。この前の一般質問やったときも自らが勉強不足と答弁していて、私が主催しますと言っても、今の答弁ですと参加する気がない。さらには、町長、私も議員ですけれども、町民の命を何か守る気がないのかという意思表示に取れてしまうのですけれども、それでよろしいのですか。

本日もこれキューチューブで中継されていますけれども、多くの町民は、これを見られていると思います。とても町民の皆さんが、そういう不安に思っていると思うのですけれども、その辺、それは町長の答弁ですので、私から町長の答弁に対して質問できるのは、今回、再質問という形でさせていただいていますけれども、私が主催してやると言っているのに対して、ご本人は今の答弁いただきましたけれども、それで町民の皆さんの命を守れるのですか、町長として。その辺、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げておりますが、新型コロナワクチンについては、これまでの副反応疑い報告によって、その安全性において重大な懸念は認められないと国が評価しております。ワクチン接種は予防接種法に関することであり、町がワクチンの是非などについて議論する立場にないということ、さらには議員ご提案の勉強会への参加の可否についての答弁は、先ほど申し上げたとおりであります。

最初の答弁でも申し上げていますが、ワクチン接種の考え方に関しましては、当然ワクチンを受けるか受けないか、それぞれのワクチン接種をする方の聞き取りをしております。そういったことで、ご本人の判断、意思の確認をしてワクチン接種をしていると。そういったことに対しての副反応、こ

れはゼロではないというのを我々も把握しておりますが、そういったものに関しては、国の法律に基づいてそういった被害のあった方、副反応のあった方に関しては、国として対応するというふうに国の判断がされているというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 平行線になってしまいますけれども、別にワクチンが悪いと言っているわけではないのです。打つ、打たないは、ご本人の判断。ただ、令和5年も質問させていただきました。前回は質問させていただいて、皆さん分かっていないというか、勉強不足と自分で答弁されているのです。それに対して勉強するだけの会を私が開いて、そこに出席してくださいってお願いしているのに、出席できない理由は、それ町長として町民の命を守る気ないのですか、本当にと思ってしまうのですが、打つ、打たないは、私は別に反ワクでも何でもなくて、ワクチンを打つ、打たない、それはご本人の判断です。

だけれども、そういうふうに国から言われているからやる。では、国から、言葉悪いけれども、何かそういうことを言われたら、そのとおりやるというのもちょっとおかしいと思うのですけれども、だって町で接種券配ったり、法定受託事務でやっていますよね。町に予算ついていますよね。だから町として、ちゃんと勉強してやってくださいと。勉強が足りないにご本人からも答弁いただいているので、それに出席してくださいと言っているだけです。それでも出席する気がないということなのか。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

まず、ワクチン接種に関しましては、これは日本全国で1,700幾つかの基礎自治体があります。これ国の制度の中での我々の対応ということになっておりますし、ワクチン接種に関しましては、先ほど来から言っておりますが、国の事業の一環として、基礎自治体がそれを受託してやっているというふうに我々は捉えています。

そういったことに関して、基礎自治体としてワクチンの副反応とかそういったものに対する対応とかは、当然、国の代行といいますが、判断をしてやっていかななくてはならないというふうに考えておりますが、あくまでもこれ国の事業だということが前提だというふうに私は考えております。危険である、危険ではないか、また副反応があるのか、ないのか、そういったことも町としてはある程度調べてございますが、これは国の事業だということが大前提ですので、この質問につきましては当然疑義があるのであれば、基礎自治体が答えるべき案件ではなくて、国としてその対応をするべきだというふうに考えています。

○議長（岩本久人君） 町長、今の質問の中で、勉強会に参加する気持ちがあるのかどうかという質問に対して答弁ないと思いますが。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどの答弁の中でも差し控えるというふうにはっきりと明言しておりますので、今回の質問というよりも、その前の質問の中で答弁をさせていただいております。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） では、続きまして2の特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた進捗についてです。

本年2月16日から羽鳥行政区の一部区域において、追加で立入規制が緩和されました。特定帰還居住区域は、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるように創設された制度であり、その約束の時間は残り4年となりました。一刻も早く残る区域の除染・解体等を進め、帰還意向のある住民の帰還を進める必要があると思いますが、今後、町としてどのように対応していくのか伺います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた進捗についてのおたただしですが、議員ご指摘のとおり、町としても特定帰還居住区域における放射線量の低減や生活環境の整備を一刻も早く進めることが極めて重要であると強く認識しております。

これまでも除染や家屋の解体、インフラの復旧などを一体的かつ効果的に実施するため、国や県、双葉地方水道企業団などと緊密に連携し、避難指示解除に向けた取組を進めてまいりました。特定帰還居住区域のうち、下長塚、三字、羽鳥の3行政区の一部で立入規制緩和区域が設定されたことは、町民の利便性の向上や帰還への機運醸成はもちろんのこと、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた大きな前進と捉えております。

立入規制が緩和された3行政区につきまして、令和8年度中の避難指示解除を目指し、関係機関とともに、解除の要件である線量低減やインフラの復旧、町民との十分な協議など、スピード感を持って必要な取組を進めることで、一刻も早くふるさとへ帰還したいという町民の思いに応えてまいりたいと考えております。

また、特定帰還居住区域として認定を受けた他の行政区につきましては、現時点で避難指示解除の明確な目標を定めることができる段階にはありませんが、2020年代の避難指示解除は、国と町民の極めて重要な約束であるため、その実現に向けて強く国に要望してまいります。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 先ほど午前中でも施政方針で、町長から特定帰還居住区域については、ちょっと施政方針していただきましたけれども、やっぱり先ほど8年度中、8年も終わると、残りあと3年くらいになってしまいます。なので、これはもう早急に、国に当然そういう考えの下、一応いろいろ要望いただいているのは十分分かっておりますので、何か加速させる方法とかそういうのをちょっと考えなければならないと思っておりますので、その辺の加速の仕方、国との協議も必要だと思うのですが、ぜひともその辺、スピード感を持ってやっていきたいと思っておりますので、町長、答弁を

お願いしたいと思います。その件についてもうちょっと強い思いというか、強い思いも先ほど言っていたいただいていますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

3行政区以外の避難指示解除時期については、明確な目標を定めることができる段階にはないのですが、国と町民の極めて重要な約束であるということを踏まえて、実現に向けて関係機関と連携した上で、2020年代の避難指示解除に向けての対応をしております。

それだけではなくて、先日、帰還困難区域を抱える協議会、これは6つの自治体に参加しております。相馬地方の飯舘村、そして浪江町、葛尾村、双葉町、富岡町、大熊町、その代表としまして先日、自由民主党の復興加速化本部、復興庁、環境省、経済産業省、農林水産省、そういったところに、いわゆる帰還困難区域を抱える協議会の代表として、その思いをしっかりと伝えてまいりました。

その中で一番大切なことは、特定帰還居住区域の認定ではなくて、帰還困難区域全ての避難指示解除ということで、我々共通認識で持っております。それを国の約束としてしっかり明言しておりますから、そういったものに関しては、しっかりと国が約束を果たすと。さらに、約束を果たすだけではなくて、その取組、具体的な時期的なものもしっかりと明示していただきたいというふうな要望を重ねてさせていただいております。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） ぜひともスピード感を持って、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、3の復興まちづくり計画（第三次）について。（1）復興まちづくり計画（第三次）が令和4年に策定され、令和4年度から令和8年度の計画期間5年間の4年目が終わろうとしております。町長として4年間の評価をお伺いいたします。

また、基本理念「町民一人一人の復興と町の復興を目指して」に基づく下記5つの分野の基本施策について、町長として残り1年でどのように対応していくのか、また現在、問題となっていることはないのか伺います。

ア、生活環境。（ア）住宅の整備・支援、（イ）生活関連施設の整備、（ウ）公共インフラ整備・復旧、（エ）公園・緑地等の整備、（オ）防犯・防火・防災体制の強化、（カ）除染・解体の継続、（キ）生活再建支援。

イといたしまして、産業・エネルギー。（ア）商工業の発展、（イ）農業の再生、（ウ）再生可能エネルギーの導入促進、（エ）人材の確保。

ウ、医療・健康・福祉・介護。（ア）医療体制の構築、（イ）健康管理体制の確保等、（ウ）福祉・介護体制の構築。

エ、教育・子育て・歴史・伝統・文化。（ア）教育環境の整備・充実、（イ）子育て環境の充実、（ウ）歴史・伝統・文化の伝承。

オ、きずな・結びつき。(ア)交流機会の確保、(イ)交流・関係人口の創出、(ウ)情報提供・広聴の充実化。

(2)復興まちづくり計画(第三次)が令和4年に策定され、令和4年度から令和8年度の計画期間5年間の4年目が終わろうとしております。教育長として4年間の評価を伺います。

また、基本理念「町民一人一人の復興と町の復興を目指して」に基づく下記の分野の基本施策について、教育長として残り1年でどのように対応していくのか、また現在、問題となっていることはないか伺います。

ア、教育・子育て・歴史・伝統・文化。(ア)教育環境の整備・充実、(イ)子育て環境の充実、(ウ)歴史・伝統・文化の伝承。

○議長(岩本久人君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 復興まちづくり計画(第三次)についてのおたただしですが、令和4年8月に町への帰還を果たし、町民一人一人の復興と町の復興を掲げた復興まちづくり計画(第三次)を本格的に始動させ、各種施策を展開してまいりました。

まず、4年間の評価ですが、働く拠点として整備を進めてきた中野地区復興産業拠点では、25件の企業と立地協定を締結し、地元事業者の事業再開のみならず、新たな企業も含めた20件が操業を開始するとともに、住む拠点として整備した駅西住宅全86戸が完成し、9割以上の申込みをいただいております。

また、商業施設としてイオン双葉店のほか、飲食店3店舗が間もなく開業を迎えるなど、生活環境が飛躍的に向上しております。

さらには、町内での再開を目指すこども園・義務教育学校とともに、複合的福祉サービス拠点や農業の再興に向けたトマトの養液栽培施設の整備などが着実に進んでおります。

一方で、震災と原発事故から間もなく15年の節目を迎える中、原子力災害は収束しておらず、いまだふるさとへの帰還を果たせぬまま避難生活が継続している方々もおられます。ふるさと双葉を一日でも早く取り戻すためには、帰還困難区域全域の避難指示解除を実現していく必要があります。その大きな一歩として、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、復興まちづくり計画の基本施策について、残り1年の施策と問題点になりますが、さきに述べた施政方針と重複する内容となることをご容赦ください。

まず、生活環境についてであります。住宅の整備・支援については、喫緊の課題は住宅の確保にあります。そのため、帰還される方を対象とした帰還促進住宅支援事業に加え、民間賃貸住宅の新築促進補助制度を創設し、今後とも民間事業者が参入しやすい環境整備を推進し、居住人口の拡大に努めてまいります。

生活関連施設等の整備については、飲食店3店舗の完成を迎えることから、商業施設の拡張を視野

に基本計画の策定を進め、町内に居住する皆さんや働く方々のさらなる生活環境の向上に努めてまいります。

公共インフラ整備の復旧については、生活道路など安全性や利便性を向上させるとともに、特定帰還居住区域の避難指示解除を見据えた下水道施設の復旧や維持・修繕なども進めてまいります。

公園・緑地等の整備については、双葉運動公園の整備を着実に進めてまいります

防犯・防火・防災体制の強化については、防災行政無線のデジタル化や防犯灯を増設するとともに、復興シンボル軸の一部区間に新たな街路灯を設置いたします。特定帰還居住区域の立入規制が緩和された区域については、365日24時間体制のパトロールを継続することで、安全・安心な生活環境の構築に努めてまいります。

課題は、議会からのご指摘のとおり、避難所の確保であります。学校施設が避難所として活用できるまで、近隣自治体と避難者の相互受入れ体制について協議してまいります。

引き続き、除染・解体の継続とともに、被害実態に即した賠償や高速道路の無料化など生活再建支援の継続についても要望してまいります。

次に、産業・エネルギーについてであります。商工業の発展については、中野地区復興産業拠点の協定締結済区画が7割に達している現況にあるため、新たな産業拠点の整備に向けた検討を進めるとともに、旧東邦銀行双葉支店を起業家向けの施設として改修してまいります。

農業の再生については、農業の基盤整備と担い手への集積を通じた営農再開を加速させるため、営農する個人や法人への支援制度を創設いたします。

課題としては、避難指示解除区域の営農再開に向けて、帰還困難区域のため池や農業用水利施設の除染が不可欠となります。あわせて、特定帰還居住区域を含めた営農再開などを国と調整し、農業の再興に向けた取組を加速させてまいります。

さらには、再生可能エネルギーの導入促進や人材の確保の視点を踏まえたまちづくりを推進してまいります。

次に、医療・健康・福祉・介護についてであります。医療体制の構築についてですが、町診療所の診療科目や人材の確保などの課題について、引き続き関係機関と連携し、協議を進めてまいります。

健康管理体制の確保等につきましては、引き続き健康ふたば21計画（第二次）に基づき、具体的な推進項目や数値目標を定めて取り組んでまいります。

福祉・介護体制の構築については、通所や訪問介護サービスの提供はもとより、地域包括支援センターによる相談、さらには誰もが気軽に集うことができる複合的福祉サービス拠点としての整備を進めております。

課題は、介護施設等に従事する人員の確保であり、近隣自治体も同様の課題を抱えているため、広域的な検討も進めてまいります。また、避難先自治体と連携した介護・福祉サービスの確保など、福祉・介護体制の構築に努めてまいります。

次に、教育・子育て・歴史・伝統・文化についてであります。教育環境の整備・充実については、新しいこども園・義務教育学校の建設工事に着手するとともに、基本構想で掲げた学校像に沿ったカリキュラムの編成を進めるとともに、生涯学習事業も充実させてまいります。

子育て環境の充実については、双葉町こども計画の基本目標に基づき、少子化に対処するための施策やこども・若者の健やかな成長に資する社会環境の整備などに取り組んでまいります。

歴史・伝統・文化の伝承については、清戸迫横穴墓群の新たな彩色壁画の保存と活用を図るとともに、文化財等収蔵庫の建築工事にも着手し、双葉町の歴史と文化の継承に努めてまいります。

次に、きずな・結びつきについてであります。交流機会の確保については、行政区が主体となって活動する除草作業に対し、報奨金の上限額を拡充し、環境美化活動に通じた町内環境の整備をより一層進めることで、ふるさととの結びつきを創出してまいります。

交流・関係人口の創出については、双葉駅前のコミュニティーセンターにおいて、宿泊機能やにぎわいの創出などの新しい観点を捉えた再整備を進めてまいります。

また、地域での人や情報、サービスをつなぐ中心的な拠点として、誰もが集い、誰かに会える場所を目指し、新たな公共施設である駅東地区復興まちづくり支援施設の検討に着手いたします。

さらには、情報提供・広聴の充実化にも取り組んでまいります。令和8年度は、これまで申し上げた施策を力強く進めるとともに、復興まちづくり計画（第四次）を策定してまいります。

双葉町に関わる全ての人とともに人の営みを原動力に、学びと挑戦が日常にあふれるまちを目指して、あらゆる機会を大切にしながら、皆様のご意見を頂戴して計画策定を進めてまいります。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

（教育長 館下明夫君登壇）

○教育長（館下明夫君） （2）復興まちづくり計画（第三次）についてのおたただしですが、令和4年度に策定された復興まちづくり計画（第三次）のうち、議員おただしの教育・子育て・歴史・伝統・文化の分野について、町内での再開を見据えた教育施設等の整備、町民体育祭や歴史文化講座などの生涯学習事業、ダルマ市での芸能発表会や令和5年度から町内で総合美術展を開催するなど、創作意欲の向上と町内での活動の場を提供するなど、この4年間で新たな事業を展開し、双葉町の復興に向けて教育関連の側面も着実に前進しております。

次に、復興まちづくり計画の基本施策について、残り1年の施策と問題点になりますが、まず教育環境の整備・充実については、新しいこども園・義務教育学校の建設工事に着手し、双葉町の保育・教育理念に沿ったカリキュラムを編成するとともに、次期教育大綱に基づき学校教育と社会教育を有機的に連携させながら、それぞれの事業を充実させてまいります。

課題は、現在の町立学校に在籍する児童生徒の今後についてであります。町内での学校再開が決定し、各家庭で今後の就学について検討している段階です。移行期に当たる現在の町立学校の先進的な取組を十分に支援し、現在、就学する児童生徒の心のケアや相談体制の充実にも取り組んでまいりま

す。

次に、子育て環境の充実については、就園奨励費や就学援助費の助成、奨学資金制度を継続しております。

課題として、避難生活の長期化による経済的負担や地域とのつながりが希薄化しているため、保護者が安心して子育てできるように子育て支援策について、関係各課と連携しながら検討してまいります。

次に、歴史・伝統・文化の伝承につきましては、清戸迫横穴墓群の新たな彩色壁画については、町の重要な文化財として国史跡の追加指定を目指し、調査を進めてまいります。また、これまで県内外において保管していただいている町所有の文化財については、旧役場敷地において文化財等収蔵庫建設に向けた取組を行っており、文化財の保存についても努めてまいります。

また、民俗芸能については、先人からの思いを承継し、継承のための支援はもとより、ダルマ市の際に発表会など披露の場を設け、多くの方々に町に伝わる民俗芸能を知っていただくことで、新たな担い手の確保に向けた機運の醸成を図っております。

課題は、清戸迫横穴墓群並びに清戸迫古墳群の国史跡追加指定であります。今後は、全容解明に向けた発掘調査や史跡の保存について取り組んでまいります。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 教育長にだけちょっと再質問させていただきますけれども、清戸迫古墳の今後の進め方も含めて課題があると。こういうものは後世に当然残したりなんかしていかないとならないので、スピード感持ってやらないと駄目だと思うのです。その辺、学校再開もあるのですけれども、やっぱりそちらも並行して、私も言っているだけで申し訳ない面もあるかもしれないのですけれども、例えば予算を少し多めに取るとか、そういう国との連携も必要だと思うのです。

この前、何か文科大臣、町長も一緒に対応されたみたいなのですけれども、やっぱり町のそういういろんなこれから復興に向けてやるのには、国からそういう予算とかもいただかないとならないので、引き続きそういうスピード感持ってやる必要があると思うので、その辺再質問でもっと何かスピード感を持ってやりますとか、前向きな答弁がもうちょっとあればいいのかなと思うのですが、なかなか難しいところもあるので、私個人的には教育、双葉町は文教のまち双葉ということですので、その辺予算化早めにしていただくとありがたいと思うので、その辺教育長から最後に答弁いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、高萩議員の再質問に。大変貴重なご意見ありがとうございます。我々も、実は83号墓というのですが、第76号墓が我々町民で言うとぐるぐると言うとみんな通称で分かっているのですけれども、清戸迫横穴古墳の76号墓が出て、そしていよいよ我々町も復興していく

というようなときに、実は76号墓について国史跡であります。指定されています。それをもっと、まだまだ実は横穴墓があるのですが、そちらを拡大指定をさせましょうということで、令和6年度、令和7年度、今年度です。この2年間を使って保存活用計画というものを委員を選定して策定しておりました。

今年度は、もう3月年度末にもこういった形でそれが策定できますけれども、その分布調査を行っていて、ある意味偶然83号墓が見つかったということで、大変驚きと、すぐ町長にも報告しましたがけれども、我々本当に双葉町がこれから復興するということに、すごく新たな、何かこうわくわくするようなというか、そういった発見だったので、ぜひ議員のおっしゃるとおり、本当にスピード感を持ってというよりも、令和8年度の当初予算にも生涯学習課のほうで調査のためのそれは計上させていただいていますので、ぜひよろしくお願ひしたいなと思いますと同時に、せっかくですから、先ほど議員からもありました3月1日に文科大臣がいらっしゃったときに、町長と私も一緒について南小学校を視察していただいた当時に、ちょうどあそこから見えます。

ですから、この機会に文科大臣にもこの話をして、きちんとその壁画の画面も持って行って、こういうものが発見できたのですというようなことで、そうしたら文化庁のほうに連携しながら、本当に早急に進めてくださいというお言葉もいただきましたので、まさしく文化庁とも今後、進めてやっておりますので、その辺またいろいろ議会のほうにも報告してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） では、次、4番目です。双葉町こども計画について。

（1）双葉町こども計画が令和7年に策定され、令和7年度から令和11年度の計画期間5年間の1年目が終わろうとしております。町長として1年目の評価を伺います。

また、基本理念「すくすく、たくましく育て次世代を担うふたばっ子」に基づく4つの基本目標について、町長として、今後、どのように対応していくのか、また現在、問題となっていることはないか伺います。

基本目標1、こども・若者を権利の主体として、今とこれからの最善の利益のための取組を推進します。

こどもの体験・交流活動の促進、 青少年の健全育成、 こどもの権利擁護と意見を出す機会の確保。

基本目標2、こどもの成長や若者のライフステージに応じた子育て当事者への切れ目ない支援を推進します。 子育て相談・情報提供体制の充実、 母子保健の充実、 食育の推進、 保育サービスの利用支援、 経済的負担の軽減。

基本目標3、良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者の成長を支援します。 障がい児の支援体制の充実、 ひとり親家庭等への支援体制の充実、 児童虐待防止対策の推進、 こどもの貧

困解消対策の推進。

基本目標 4、こどもと子育てに優しい地域づくりに取り組みます。 保護者の交流・社会参加の促進、 仕事と子育ての両立支援と共働き・共育での推進。

(2) 双葉町こども計画が令和7年に策定され、令和7年度から令和11年度の計画期間5年間の1年目が終わろうとしております。教育長として1年目の評価を伺います。

また、基本理念「すくすく、たくましく育て次世代を担うふたばっ子」に基づく4つの基本目標について、教育長として今後どのように対応していくのか、また現在、問題となっていることはないか伺います。

基本目標 1、こども・若者を権利の主体として今とこれからの最善の利益のための取組を推進します。 こどもの体験・交流活動の促進、 青少年の健全育成、 こどもの権利擁護と意見を出す機会の確保。

基本目標 2、こどもの成長や若者のライフステージに応じた子育て当事者への切れ目ない支援を推進します。 子育て相談・情報提供体制の充実、 母子保健の充実、 食育の推進、 保育サービスの利用支援、 経済的負担の軽減。

基本目標 3、良好な生育環境を確保し、すべてのこども・若者の成長を支援します。 障がい児の支援体制の充実、 ひとり親家庭等への支援体制の充実、 児童虐待防止対策の推進、 こどもの貧困解消対策の推進。

基本目標 4、こどもと子育てにやさしい地域づくりに取り組みます。 保護者の交流・社会参加の促進、 仕事と子育ての両立支援と共働き・共育での推進。

以上です。

○議長(岩本久人君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 双葉町こども計画についてのおたただしですが、令和4年8月に町への帰還を果たしてから初めて策定した計画であり、避難先によるサービスの維持はもとより、町内への帰還促進を意識した施策を推進しているところです。

まず、1年目の評価ですが、要保護児童対策地域協議会を立ち上げ、保護が必要なこどもの適切な支援環境を整備するとともに、母子手帳アプリを導入するなど、新しい施策にも取り組みました。一方で、計画の初年度であるため、成果が現れるまで時間を要する事業もあり、今後の課題と捉えております。

次に、今後の対応と問題点になりますが、まずこども・若者を権利の主体として、今とこれからの最善の利益のための取組の推進についてであります。喫緊の課題は、こどもの減少と子育て家庭の状況変化と認識しており、こどもの体験・交流活動を促進する取組としては、毎月1回、すこやか広場をいわき支所で開催する際に、保健師による相談会などを実施しており、今後は双葉町内での開催も

検討してまいります。

また、町民体育祭や町民作品展において、多くの方々に参加いただいておりますので、今後とも町内での活動の幅を広げてまいります。

さらには、青少年の健全育成とともに、こどもの権利擁護と意見を出す機会の確保にも努めてまいります。

次に、こどもの成長や若者のライフステージに応じた子育て当事者への切れ目ない支援の推進についてではありますが、支援や関わりが必要なこどもが増加傾向にあると認識しております。

子育て相談・情報提供体制の充実については、乳幼児健診時などの機会を捉えて、保護者のニーズや困り事の把握に努め、育児不安の解消を図るとともに、広報紙等を活用して子育てに関する制度を周知してまいります。

母子保健の充実については、各種診査による健康の確保はもとより、妊産婦や乳幼児への訪問活動などの改善を図るとともに、母子手帳アプリの普及啓発に努め、地域の子育て情報などの発信を強化してまいります。

また、原発避難者特例法に基づく支援の維持はもちろんのこと、町内での乳幼児健診の実施に向けた体制を整備してまいります。

さらには、避難先の自治体等との連携を強化し、食育の推進や保育サービスの利用支援を継続し、保育料の助成や出産祝い金の支給、町独自の子育て世帯への給付金支給など、経済的負担の軽減に取り組んでまいります。

次に、良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者の成長を支援することについてではありますが、貧困と格差の解消を図ることがすべてのこども施策の基盤であることから、家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応した支援が不可欠であります。

障がい児の支援体制の充実については、福島県内5カ所の相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実を図るとともに、町独自の入学児童祝金の支給など、ひとり親家庭等への支援体制の充実にも取り組んでまいります。

また、児童虐待防止対策の推進については、要保護児童対策地域協議会を通じて、児童虐待防止対策や子どもの見守り支援の強化につなげ、こどもの貧困解消対策の推進とともに注力してまいります。

最後に、こどもと子育てにやさしい地域づくりへの取組についてではありますが、保護者の交流・社会参加の促進については、避難先の友人や仲間づくりの機会が得られるよう避難先自治体を実施している事業の情報提供に努めてまいります。

仕事と子育て両立支援と共働き・共育ての推進については、地域ぐるみの応援体制の強化が重要であるため、今後とも地域で孤立することなく、ゆとりを持った子育てができる環境づくりに尽力してまいります。

また、中年層の生涯学習活動への支援として、今年度から町内で生涯学習講座を再開しており、さ

らなる充実を目指してまいります。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

（教育長 館下明夫君登壇）

○教育長（館下明夫君） （２）双葉町こども計画についてのおたただしですが、子育て家庭の多くは避難生活が長期化しているため、町内への帰還促進を意識した施策に取り組んでまいりました。今年度はこども計画の初年度であるため、これまでの事業を継続するとともに、新しいこども園・義務教育学校や次期復興まちづくり計画策定に向けたワークショップへの参加、町内での交流活動への参加など、計画に沿った事業を実施してまいりました。今後は、新しいこども園・義務教育学校のカリキュラムや地域との連携を見据えながら、基本目標の達成に向けて取り組んでまいります。

今後の対応と問題点になりますが、教育委員会が所管する部分につきまして答弁させていただきます。

まず、こども・若者を権利の主体として今とこれからの最善の利益のための取組の推進についてであります。生徒海外派遣事業を継続して実施し、異文化体験や交流活動に取り組んでまいります。

また、双葉町内での農業体験や職場体験学習、町民体育祭への参加、町民作品展への出品など、教育活動の一環として地域との交流を図ってまいります。

さらには、新しいこども園・義務教育学校のワークショップを開催するなど、児童生徒が意見を表明するとともに、まちづくりや行政に反映する機会を確保し、児童生徒の考えを発信する機会を多く設けるなど、町民、地域との関わりを創出してまいります。

また、そうした機会を多く設けることで、地域や保護者との協力関係を構築し、児童生徒が健やかに成長できるような環境づくりに努めるとともに、家庭、地域、関係機関等が一体となった連携を図ってまいります。

次に、こどもの成長や若者のライフステージに応じた子育て当事者への切れ目ない支援の推進についてであります。避難先自治体からの情報提供や、健康福祉課で実施している乳幼児等の健診・訪問等で得た情報を共有し、必要に応じて児童相談所をはじめとした関係機関と連携し、子育てや教育に関して適切な相談体制を構築するとともに、経済的負担の軽減を図るための各種助成金等の支援も継続して取り組んでまいります。

また、食育の推進については、いわき市と連携した地産地消の学校給食、朝食の大切さや栄養の役割を教えるとともに、野菜の苗植えから収穫、調理することで、食への興味、関心を高めることに取り組んでまいります。

次に、良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者の成長の支援についてであります。今年度より要保護児童対策地域協議会が設置され、教職員の研修を実施するなど、関係機関との連携体制の強化を図るとともに、児童虐待防止対策についても努めてまいります。

最後に、こどもと子育てに優しい地域づくりへの取組についてであります。生涯学習活動への支

援として、町芸術文化団体や婦人学級、各種民俗芸能団体への補助金交付、郷土文化講座の開催、さらには今年度より新たに生涯学習講座を開催するなど、今後も生涯学習の活動支援や交流、社会参加の促進に努めてまいります。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 今ほど町長、教育長から、こども計画について、今、初年度ですので、今後いろいろ課題がありますので、しっかりやっていただきたいと思うのですが、やっぱり子供が、町のこれからの担い手なので、これに計画、今つくっているもののいろいろ問題とか、これからまた具体的に出てくると思うのですけれども、真摯に子供さんを最優先に考えていただいて、老人の方を駄目とか言っているわけではなくて、やっぱり子供さんがこれからの双葉町を担うので、その辺も含めて町長から答弁と、あと教育長からもその思いとかもちょっと言っていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えします。

まず、双葉町の今の現状で、今現在、就学する子供さんたちの人数が10名程度というふうに報告をもらっております。そういった子供さんたちはもちろんのこと、今後、令和10年4月にこども園・義務教育学校を開設するに当たりまして、双葉町の将来を担う人材でありますから、先ほどの海外生徒派遣事業であったり、交流機会であったり、いろいろな経験できること、これからの双葉町を担う若い人たちのチャレンジするような場をつくっていきいたいというふうに考えておりますし、将来、いろいろな可能性を持っている人材ですから、そういった人たちの可能性を伸ばせるような取組ということが一番考えていかななくてはならないことだというふうに考えております。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） ただいまの高萩議員の再質問に同じようにお答えしますが、今、町長よりも答弁ありましたように、私も双葉町を担うのはやっぱり子供たち、要するに教育、人材育成だと思っておりますので、令和10年4月に向けた新しい学校、認定こども園と義務教育学校、それについては本当に大きなミッションとして私も進めてまいりたいと思っておりますし、高萩議員のおっしゃる子供を主体的にと、これ当然です。

それで、前から言っているように、私の学校、みんなの学校、つながる学校、備える学校というのをモチーフにしながら、それに向けて子供を中心に進めてまいりたいと思っておりますが、その子供に寄り添う、伴走するやっぱり教育者、これが今から私の、また令和10年4月に向けての教育人材、その確保だとも思っておりますので、それに尽力して子供たちのために進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本久人君） 暫時休議します。

休憩 午後 2時23分

---

再開 午後 2時40分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号6番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

6番、菅野博紀君。

（6番 菅野博紀君登壇）

○6番（菅野博紀君） 通告順位3番、議席番号6番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が下りましたので、一般質問を始めたいと思います。

1番、原子力損害賠償について。令和7年第4回定例会でも質問しましたが、原子力損害賠償紛争審査会の対応がないのであれば、文部科学省に責任があると思いますが、文部科学省に対する要望などを考えているかお伺いいたします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

原子力損害賠償についてのおたただしですが、令和7年第4回議会定例会において、議員からご提案いただきました文部科学大臣への要望も視野に、機会を捉えて要望活動を継続していくとのお答えをしたところです。

今月1日、文部科学大臣が町内を視察された際、意見交換の場において、双葉町は被災12市町村で最も遅い令和4年8月に帰還を果たした自治体であるが、日常生活阻害慰謝料などの賠償は平成30年3月末までとあり、他自治体との不公平感を拭えないこと、農業や商工業など職種によって賠償に差が生じていること、いまだに多くの町民の皆さんが避難先で生活している実情などを考慮して、適正な賠償となるようにご尽力いただきたいことを私から大臣へ直接申し上げました。

震災と原発事故から15年が経過しようとしている中、いまだふるさとに帰還できない多くの町民の皆さんのご苦労、そして双葉町に帰ることを信じて志半ばでお亡くなりになられた方のご無念を心に刻み、当事者である原子力損害賠償紛争審査会はもちろんのこと、議員から今回ご提案いただきました文部科学省への要望についても機会を捉えて実施してまいります。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。できれば、町長、損害賠償紛争審査会のほうで出てこないではないですか、要望を上げて、言っても話も聞いてもらえない。であれば、やはりそこを所管する文部科学省、大臣来るときに、できれば町民代表ではなくて、双葉町民の方々、今の苦しみ、今の大変さ、農業の方も確かに賠償もらっていますけれども、実際は自分の家で農家の方々は野菜や米、物価高騰に対するような賠償等はもらっていないとも思います。

商工業もそうだと思います。何というのですか、もう賠償に関してはおかしい。それで、ましてや

一般町民の方、打ち切る時期もおかしいし、ADRや東電さんに言うと、結局は人のせい、原因者の東電でさえも人のせいだと思うのです。

町長、施政方針の中で、東京電力さんに1月、小早川社長が来庁したというような内容がありましたよね。原子力損害賠償のこと、あと町の発展のことかな、復興、復旧への協力、僕、全然してないと思うのです。そこら辺は、賠償に関して、商工業に関しては、使えば黒字になったところは賠償というのはあり得ないと。前にも、僕、一般質問で言ったときあるのですけれども、東電にも言っています。そういうことを何にも実施していない。

ましてや、損害賠償に関しても、では誠意あるかといえば、誠意はない。コマーシャルや新聞等々では誠意ある、皆さんが納得するとよく使っていますけれども、では納得するような賠償をしているのかといたら、多分、被害者の方は半分以上が納得していらっしゃらないと思うのです。

それに対応しないということで、やっぱり文科省に訴えるしかないのかなと。大臣とかそういう方、当町だけではなくやればいいのしょうけれども、当町の町民の方々、また被害に遭った方々と話をする機会、要は当町では体育館が今ないので、例えば産業交流のセンターの大会議室とかそういうところに来てもらって、やっぱり被害者のちゃんと声を聞いてもらうような要望書を上げてほしいなど。文科省がつくった紛争審査会が当てにならない、使えないということをちゃんと言うような要望書を考えてもらえると、町民の復興、復旧にも役立つと思うのですが、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、東京電力の今ほど菅野議員からご指摘あった復旧復興、賠償の取組、町へのいろいろな協力、そういったものが足りていないのではないかとありますが、足りているものと足りていないもの、いろいろあります。特に最近、東京電力の独身寮、原田にあります。これ当初は解体をする予定だったものが、内装をリフォームして、今、たしか定員が37名ですか、そういったような方が独身寮で生活しているとか、そこに泊まって会社に行っているというふうな対応で、双葉町の現住人口といえますか、住民票の増加のものには協力をさせていただいているというのも現状であります。

さらには、双葉町の産業交流センターに貸し事務所として東京電力の復興本社が常駐しておりますから、そういった部分では、双葉町に対するいろいろな協力できるものは協力させていただいていると。特に東京電力の社員のボランティア、こういった方たちは、今現在はどうかちょっと私、把握しておりませんが、除草であったり、家の片づけであったり、そういったものも大分協力させていただいているというのは報告を受けております。そういったような、社員の中でも地元になんとか貢献しようという方が大勢おられるということも事実であります。

一方では、原子力損害賠償については、町のほうから1月に小早川社長が来られたときに、強く要望書ではなく、要求書ということで申入れをさせていただきましたが、残念ながら町の思っているよ

うな賠償の対応といえますか、回答は来ていないというのも事実です。そういった点から、今回、議員から文部科学省と直接交渉したらいいのではないかというふうな、昨年12月の一般質問でありました。幸い今月の1日に、文部科学大臣が双葉町の町内視察ということでお越しになりましたので、そのときしっかりと文科大臣をお願いをさせていただきました。

その中で、文科大臣もまず聞くだけ、聞くだけというか、聞くことから始めましょうと。さらには、担当の事務方の職員の人も、しっかりと双葉町さんのいろいろな考えをお伺いしながら対応していきたいというふうなこともお話しいただいておりますから、今後は、双葉町の担当課と文科省のそういった担当の人と事務的ないろいろな打合せといえますか、交渉をしてもらって、少しでも町民の皆さんの納得いくような賠償の取組ということに進めていければと思っております。

そういったことで、今後とも機会あるごとに文部科学省にも足を運んで、いろいろな要望、特に原子力損害賠償が主になるのかもしれませんが、そういったものを取り組んでいくというふうな考えであります。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。今後、双葉町の復興、復旧は大事ですが、僕はそれ以上に双葉町民の復興、復旧ってすごく大事だと思うのです。これをやることによって、本当に故郷への思い、これからの双葉の復興、復旧に随分関わってくると思うので、我々も頑張るので、ぜひ町長にも頑張ってもらいたいと思っております。

では、2番目の福島第一原子力発電所の廃炉作業についてに入ります。本年2月に議会として、福島第一原子力発電所に視察に行ってきましたが、双葉町側に固体廃棄物貯蔵庫建屋が今も増設されておりました。

この状況を見て、30年から40年かかるとされる廃炉作業について、原子力発電所の事故から約15年も経過している中で、廃炉作業の終了時期を質問しましたが、納得がいく返答ではありませんでした。いまだ明確な廃炉作業終了時期が示されないことについて、町としてどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 福島第一原子力発電所の廃炉作業についてのおたただしですが、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉工程を定めた東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップで示されているとおり、国及び東京電力は、30年から40年後の廃止措置終了を目標に掲げ、廃炉作業を進めているとの認識です。

本年1月に東京電力ホールディングス株式会社の小早川社長が来庁した際には、「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書」を岩本議長と共に手渡し、廃炉作業の安全かつ着実な実施について、計画的かつ安定的な要員確保と技術・技能の維

持向上等の徹底を図り、原子力発電所事故の原因者としての責任を全うするように申し入れたところ  
であります。

また、廃炉作業の試金石となる2号機におけるロボットアームでの内部調査やデブリ採取作業の着  
手時期が、搭載カメラの不具合により、令和8年度に延期されるなどのトラブルが報告されているこ  
とは、町の復興に大きな影響があることに触れ、施設や設備の老朽化や整備不良に起因する事故等  
による廃炉作業の停滞はあってはならないと強く指摘しました。

その上で、安全かつ着実に廃炉作業を進めることは、町民の皆さんが安全に安心して暮らすため  
には必要不可欠であり、双葉町が復興するための大前提であるとの認識の下、国及び東京電力に対し  
て、中長期ロードマップを遵守しつつ、安全を最優先に廃炉作業を貫徹いただくよう求めていく考  
えであります。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 町長、視察に行った僕、すごく対応等、そういうものに対して感想を言  
うと、なぜあれだけバスを出して視察する、施設説明する場所、お金かけて、あれだけのことを  
やるのであれば、廃炉にもうちょっと集中してほしいと思うのです。みんなに何かアピール、我  
々議員だけではなく、全国の人に対して、お金の使うところがちょっと違うのかなと。やらな  
くてはならないことは、アピールよりも廃炉作業だと思うのです。

それで町長、双葉町は結構、かなり協力していますよね。水問題、うちの、当町にある5、6  
号機は、何にも起きずに冷温停止、安全に停止していますよね。なのにもかかわらず、さっき  
言った固体廃棄物建屋、10号炉だっけかな、10号というと、僕は1つかなと思ったら、同じよ  
うな建物がA、B、Cと、10、11、12という感じに僕は思いました。何か言葉のあやみ  
たいな、それで11号、今すごく工事やっていました。地元は入っていません。地元がや  
った工事をJVでちゃんと名前書いてあります。だけれども、ほとんど企業に言ってみ  
ると、やっぱりJV組んだ大きい会社がやっていて、ほとんどやっていないと。

廃炉作業も、例えば地元ができることがあれば、さっきの賠償と一緒にしてしまうか  
もしれないですけども、そこで協力体制というのがないのと、あと、僕ちょっと水の税金  
の問題で東京電力の幹部の方に聞いたとき、発議出して言ってくれば払いますよって、  
誠意もくそもないと思うのです。僕も来年度、8年度に向けて発議を出したいなと、  
皆さん、議員も聞いていたので、すごく強気なのです。

ましてや、普通の一般企業であれば、本当に借金あって大変だといったら、その工  
事に集中するために企業の例えばトップであっても何であっても、給料を下げても  
やりますよね。作業に関わらない人があまりにも居過ぎるのかなと。であれば、  
廃炉に集中するのであれば、確かに40年で僕らの見立てというか、勘とい  
うか、根拠がなくて悪いのですけれども、30年から40年で終わりそうも  
ないなと思います。町長言っているように、安全でちゃんとやってくれるの  
だったらいいと思うのです。だけれ

ども、避難している皆さんが、ここにお墓でも何でも戻すというときに、廃炉になっていないからまだ嫌だなという気持ちになる人もいるのです。

だけれども、私、あと何年だ、25年ありますよね。25年後というと、失礼なこと言うと、ここにいらっしゃる方はまだ生きている方もいらっしゃるれば、亡くなる方もいらっしゃると思うのですけれども、そのときのお墓問題、そういうのも全部あるのですけれども、そういうのを無視しているのかなと。廃炉をやる気あるのかなというのが、すごく懸念材料になる視察だったのです。

安全で、本当にあれだけ、もう15年たっているのに、いいかげんある程度、例えば30年から40年を50年にするなり、このくらいの進み具合だったらというのがある程度見えると思うのですけれども、ずっと30年から40年で取り出したデブリはちょっとですよ。大丈夫です、大丈夫ですという根拠を示してもらっていないので、町長、町としてもこれだけ協力しているので、やっぱり根拠を持った廃炉計画、これは国がもう間に入っているのに、ちゃんとしてもらわないと、ちっちゃい子供を持っている人たちが戻ってこれない。

僕らもお墓とかそういうのも、皆さんもお墓等は残している方もいるし、今、寺沢に造った霊園もまだ空いているではないですか。その中で、次の世代に、あそこに持って行ってやるぞという根拠にもなるので、やるぞというのはおかしいのですけれども、あそこでお墓持てきたいのだというのを、できれば帰るのだということになるので、廃炉もすごく大事だと思うのです。町にとっても大事だと思うのですけれども、そこら辺ちょっと町長、今度は東京電力と経産省、あと復興庁、ここはもう本当に一緒に来てもらってちゃんと説明もらわないと、15年で短くはないですよ。もう示さなくてはならない時期で、東京電力が単体で来ても、質問事項をお持ち帰りしても、次のときは持って帰ってこないではないですか。

そういうような不誠実な会社には、やっぱりそれくらいやらなくてはまずいかなと思うのです。中間貯蔵にみんな関わるのは、やっぱりあそこの発電所の廃炉、廃炉作業どこまで進んでいるか。今、全体が100%だとしたら、何%なのかというある程度のものは示す時期だと思うのですが、その辺、町長、どういうふうにお考えでしょうか。対応、幅広いですけれども、お答えください。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、非常に幅広い話になっているのですけれども、まず東京電力の一番はしっかりと廃炉の取組をしていただきたいということは、常々双葉町議会でもそうですし、私も申し上げております。燃料デブリ、現在、推定のデブリが880トンで、今現在、取れている燃料デブリというのが1グラムにも満たないものだ。

本来、ロボットアームで取るべきものが、ロボットアームでない、代替のもので取って、大洗にある分析センター、分析の施設で分析をしてもらっているというのが、今第1段階です。これは決して東京電力を私擁護するわけでも弁護するわけでもないのですけれども、こういう経験をした原子力災

害って恐らく日本だけなのです。例えばチェルノブイリの原子力の災害も、あるいは石棺といってコンクリートで周りを固めて、簡単に言うとぶん投げているような状況です。アメリカのスリーマイル島においても、こういうふうな廃炉までの取組ということはやっていません。日本だけです、この取組をしっかりとやっさいこう。なので、30年とも40年とも廃炉まで時間かかると言っています。

これ誤解のない言い方、誤解を受けるかもしれませんがけれども、私個人としては、30年が40年、40年が50年であってもいいと思っています。ここに戻ってきて住んでいる人たちに、健康被害のないような安全の取組をしながら、廃炉に向けてやるということが一番大前提だと思っています。そういった部分で、例えば今回起きたような放射線が、放射線というか、再臨界を起こして、大気中に放射線が飛散、拡散するということは絶対あってはならないわけですから、そういうことをしっかりと見据えた取組というのは、東京電力としてしっかりとやっていただきたいというのは、常々申しているとおります。

双葉町としては、議員からもご指摘ありましたように、例えばALPS処理水、本来、大熊のほうにあるタンクを双葉町側で、いわゆる海洋放出をしていると。そういうふうな風評被害ということからすれば、双葉町が一番そういう被害は多いのですけれども、だけれども廃炉に向けた取組は、これはもう福島県もそうですし、日本全体としてやっぱりバックアップをしなければ達成できる事業ではないと思っています。そういった部分で、協力できるものは協力すると。

さらには、固体廃棄物貯蔵庫、これは菅野議員も関わっているし、ここで今関わっているのは議長と副議長、3名です。あのとき、固体廃棄物貯蔵庫の事前了解願の先の町として受入れ判断というのは、相当思い切った判断をしているわけです。本来ですと、固体廃棄物貯蔵庫一つ一つ、一棟一棟ごとの事前了解なのです。だけれども、双葉は、いかにも早く、どんどん、どんどんいろいろなそういったものは増えるだろうということを考えて、多数の固体廃棄物貯蔵庫に関して事前了解の判断をしているわけです。

そういったことで、東京電力も双葉だったら何でも言えばやってくれるみたいに思われては困りませけれども、廃炉の取組に関してはしっかりと我々は協力しますよと。だけれども、その協力だけではなくて、双葉町に、双葉町民の皆さんに迷惑をかけているものに関しては、しっかりとやっさいこうということは併せて言わせてもらっています。そこに関しては、しっかりと承りましたという話までで、承っただけで結果が出ていないというのが現実です。それに関して、議員も常にそういうふうなお話をしていただいておりますけれども、私も今、双葉町としては、いまだに双葉の町民の人たちが北海道から沖縄まで、43の都道府県、300以上の市区町村に避難をしているのです。戻れない状況にいるわけですから、被害というのは継続しているというふうに判断するのが妥当だろうと。

ただし、その判断というのは、なかなか国として認めづらいということであるならば、まずは戻る環境になった時期というのが一つのベース、一つの基礎になるだろうと。今、阻害慰謝料に関しては平成30年3月までしか出していないのです。双葉はどうかというと、双葉の特定復興再生拠点区域

の避難指示解除というのが令和4年8月30日です。単純に5年から6年、その期間が長いわけです。被害実情実態に合った賠償をしますと、原子力損害賠償では紛争審査会の指針では言っているわけですから、それを我々は求めているわけです。最低令和4年8月30日までは、少なくとも避難指示解除して、町民が戻る状況になかったと。町民が戻り始まったのは、その以降ですから。そこまでは避難をして、被害がずっと継続しているというのは、これは間違いないわけですから、明確な数字として、そのときまでは賠償、生活損害慰謝料というのは出すべきだろうということをずっと訴えています。

そこが、原子力損害賠償紛争審査会、国にも話しても、なかなか分かったとは言ってくれないです。それは、だって言っている話は、それぞれこちら、今傍聴にも来ていますけれども、町民一人一人の被害実情実態って違うのです。どんな困難であったかというのは、これはその人その人の聞き取りをしながら、個別案件にしっかりと寄り添った賠償をするべきなのですけれども、まずそれに関しては、町として個別案件ということにはなかなか立ち入れないのです。全体的に町民の皆さんに公平公正に賠償の制度をやるとすれば、避難指示解除した令和4年8月30日というのが一つの起点になるだろうと。そういったことでやっていきたいというふうに考えて、町としてはずっと原子力損害賠償紛争審査会であったり、東京電力であったり、復興庁であったり、文部科学大臣にそういう話をさせてもらっています。

これは町としてずっと継続していかなくてはならないし、町民の皆さんに納得いくような賠償を我々やりますよと言っているながら、何もやっていないのではなくて、結果を出すための方法として、まずそこから突破口でやっていきたいと。

一方では、福島原子力損害賠償の訴訟団の人たちが、いわゆる最高裁まで裁判をして、その取組で結果を出している。そういったことで、双葉町はいち早く議会と町と連名で水平展開するようということで、町民の皆さんには、いち早くそういうふうな賠償対象の給付をできるような取組をしております。そういったことで、まず町では諦めることなく、被害実情実態に合った取組をしっかりと、そういうふうなことでありますし、原子力の廃炉に向けての取組、これ30年、40年と言っていること自体が、もうちょっと違うだろうと私個人としては思っています。だって、はっきり分かるのだったら、何年で廃炉にしますよということ言わなくてはならないので、30年とか40年、一番最初は30年と言ったのです。それが今40年になって、今後もしかしたら50年になるかもしれないです。だからその年数にこだわるのではなくて、しっかりと安全に、安心に取り組んでいただくということを明確に東京電力がやってくれば問題ないと。

また、国はそういったことで、双葉町が被っている被害に関してしっかりと賠償をすると、そういったことが徹底できれば町民の皆さんにも我々しっかりとご報告できる状況になるのではないかとこのように思っていますので、そういうふうな考えで町はやっていきたいと思えます。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。そうなのですよ、町長。双葉町は手放して廃

炉に協力しているのですよ、誠意を持って。双葉町はそうなのです。東京電力に誠意を持って廃炉に協力して、みんな何ですか、中間貯蔵の土、どこも手挙げてくれない。手挙げて、持って行くところが決まらない。双葉町は、固体廃棄物9号からですよ、始まったの。中間貯蔵もそう。犠牲になりますよと。その代わり、町長、ご存じのように、あの頃は多分一番分かるのは3人の議員と町長だと思うのですが、あと職員の方、それに協力するから、ちゃんとやることやってくれという約束ですよ、国に対しても、環境省に対しても、東京電力に対しても。

裏切られても、裏切られても、ちゃんと僕は誠意を持って尽くしているのは東京電力ではなく、当町だと思うのです。水にしても、何にしてもそうではないですか。最初に返事をして、ではしょうがない。では、廃炉をちゃんとやってね、あと双葉町民に対する対応もちゃんとしてねということは、これ強く言っています。だけれども、国にしても、東京電力にしても、僕、さっきから言っているのは、誠意がないのです。

廃炉にしてもそう。町長が怒られるかもしれないというけれど、僕もそう思います。完全に思います、50年間、60年にもしくはなるかもしれない、ペース的に言ったら。それを双葉町民に納得してもらうには、町が協力しているのだから。町民のための町なので、ちゃんと双葉町の町民によくしてくれというのが、町長の思い、多分今ので皆さん分かったと思います。僕もそういう思いです。場所なりなんなりちゃんとしてくれれば、僕は文句は言わないですよ、50年でも、60年でも。生きていられないから、逆に言えば責任取れるのかと言われると、そこまでかもしれないけれども、そういう面でちょっと協力しながら、東電であり、国であり、やっぱり僕たちは協力してやることやっているのだから、やってもらいたいという意識は、医療費もそう、高速道路もそう、いろんな面で廃止するのはいいです。廃止する時期は、いつかはあつたでしょう。だけれども、それなりのことをちゃんと賠償なりなんなりをやってほしい。

だから廃炉に関して、今質問しました。廃炉に関して、これだけの裏切りがあるのだよということを僕は東電さん、国に言う意味で質問を出したので、今日の町長の答弁は、本当に僕が思っていた以上に、やっぱり思いはあるのだなというのは分かりました。

ただ、人が良いところだけではなく、駄目なときには、あなたたちがそういうふうにするのだよという方向性を見せない、逆に言うと僕は、国であつたり東電が信用できないというのが、ずっと災害前から僕、議員やらせてもらって、いろんなところで、いろんなことを耳にして、交渉の場に行って、いろんなのがあつたので、町長、そこもできればちゃんと交渉材料にしてもらって、僕たちは協力した、当町は協力しているということをアピールしてもらって、やることをやってもらいたいというのが僕も町長の思いと一緒に、ぜひ双葉町民のためにもそういう交渉等、今後も一緒にやりながらやっていきたいなと思います。

できれば、文科省大臣、来るのであれば、ころころ変わる大臣ですが、思いを、本当の被害者の思い、町長が話すのも思いかもしれないですが、町長、多分町長一人いると、町民のいろ

んな話を聞いて時間がないと思うのです。時間を取ってもらって、ちゃんとそういう話合いをしてもらえるように要望とかそういうのをやってもらうとありがたいなと思います。

町長、何かあれば、何かあればというか、思いがあればちょっとご答弁一言お願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えします。

まずは、大変な人が報われないとおかしいでしょうと。いつも思うのは、双葉町が中間貯蔵施設を受け入れたそのいきさつ、何で我々大変なことを受け入れているのか、その地権者の皆さんが何で協力をしていただいたのか、そういった人たちに被害があってはならないでしょうと。そういった人たちに報いる取組って国としてやるべきだろうということを思っています。

原子力発電所の事故に関しても、一方では東京電力の社員が一生懸命、自分の体、健康被害も含めて命がけでやっているというのも見えてきていますから、そういう部分では感謝も当然我々しなくてはならないけれども、ただ会社に対してはやっぱり言うべきことは言うというふうな思いでいます。

A L P S 処理水であったり、固体廃棄物貯蔵庫であったり、特に中間貯蔵施設の受入れ判断のときはよく話題になっていますけれども、簡単に受け入れたわけではないです。町民の人たちが犠牲になるわけですから、その価格差、価格格差、当時、地代が原子力災害によって50%に減額されているのです。何で双葉町が悪いわけでもない、地権者の人たちが悪いわけでもないのに、何でそんな、例えば100円のは50円で買ってやるからという話です。ふざけんなど、当時の大熊の町長とちゃぶ台返しです。我々怒り心頭というか、もう怒りの発散する場所がなかったぐらいです。

当然そういうふうな被害に遭った人たちが悪いわけではなくて、国の施策の犠牲になったわけですから、これは100円は100円でちゃんと買い取るべきだと。そこに中間貯蔵等影響緩和交付金、大熊と双葉に来たものから150億補てんをして、その差額分の50円を100円にして、しかもその50円に関しては公共事業に協力した人たちは5,000万円の控除があるのです。5,000万円の所得控除だけではないのです。プラス土地代の50%分も、いわゆるお見舞金ということで、地権者の人たちに負担のかからない、税の負担のかからない制度をつくらせたのです。

そういった部分で、我々とすればやるだけのことはやったと。あとは、地権者の皆さんに丁寧に説明をして、ご理解をいただいてやるのだよと。地権者の人たちが駄目だと言ったら、絶対やっては駄目ですよと。あくまでも協力をするという意思のある人に協力をいただいて、この事業は進めていかなければ絶対できないと。

おかげさまで双葉町の民有地に関しましては、90%の協力いただいています。どうしても駄目だという方もおられます。これはもうその人その人の考え方ですからしょうがないのですけれども、そういったことで取り組んできたことが町民の皆さんに分かっていただきたいということと、町として犠牲になったままで町がいいのかということも常に訴えています。

例えば中間貯蔵施設を引き受けたときに、当時の政府の偉い人たち、誰とは固有名詞は言いません

けれども、必ず双葉と大熊は迷惑施設を受け入れたのだから復興させるから、これ明言しているのです。それが我々の思うような復興状況に至っていないということに関しては、私は言葉悪いのですけれども、その中身を言ってしまうと、これ1回しか交渉材料に使えないので、ちらちらと刀のこれを見せながら交渉しているというのが現状です。俺を怒らせるなよといつも言っています。

そのときの話を暴露したら、立っていられないのはあなたたちだよと。そういうふうな状況、これは言っていないかどうか分かりませんが、そういうものがあるわけです。交渉って裏表があって、その中でどれだけ獲得していかななくてはならないか。一番犠牲になった人たちに、ちゃんと普通の生活をしていただく取組というのは我々の責任ですから、議会の議員の皆さんもそういったことで連携してやってこられたというのは、双葉町にとっては決して間違っていないのだろうというふうに思っています。そういったことを今後とも忘れることなく取り組んでいきたいと思えます。

○議長（岩本久人君） これで一般質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（岩本久人君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

（午後 3時19分）

3 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

## 令和8年第1回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和8年3月18日（水曜日）午前9時30分開議

### 開 議

- 日程第1 承認第 1号 専決処分の承認について  
専決第1号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第 5号 令和8年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第 6号 双葉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第 7号 双葉町文化財保護審議会条例の制定について
- 日程第5 議案第 8号 双葉町文化財保護条例の全部改正について
- 日程第6 議案第 9号 双葉町公告式条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議案第15号 双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第16号 双葉町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第17号 既存ストック施設（旧東邦銀行双葉支店）改修工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第18号 下水道管路復旧工事（下長塚地区開削）請負契約の締結について
- 日程第16 議案第19号 双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託契約の一部変更について
- 日程第17 議案第20号 双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業業務委託契約の一部変更について
- 日程第18 議案第21号 養液栽培施設敷地造成工事請負契約の一部変更について
- 日程第19 議案第22号 町道路線の廃止について
- 日程第20 議案第23号 町道路線の認定について

- 日程第21 議案第24号 土地の売払いについて
- 日程第22 議案第25号 令和7年度双葉町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第23 議案第26号 令和7年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第24 議案第27号 令和7年度双葉町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第25 議案第28号 令和8年度双葉町一般会計予算
- 日程第26 議案第29号 令和8年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 令和8年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 令和8年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 令和8年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第33号 令和8年度双葉町下水道事業会計予算
- 日程第31 同意第1号 双葉町副町長の選任について
- 日程第32 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
閉 会

○出席議員（8名）

1番	渡部 昭洋 君	2番	山根 辰洋 君
3番	小川 貴永 君	4番	伊藤 哲雄 君
5番	作本 信一 君	6番	菅野 博紀 君
7番	高萩 文孝 君	8番	岩本 久人 君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	平 岩 邦 弘 君
副 町 長	森 隆 史 君
教 育 長	館 下 明 夫 君
総務課長兼 コミュニティー センター所長兼 秘書広報課長	橋 本 靖 治 君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横 山 敦 君
戸籍税務課長	大 浦 寿 子 君
参事兼 農業振興課長兼 農業委員 農事局長	中 野 弘 紀 君
建 設 課 長	藤 本 隆 登 君
住民生活課長	中 里 俊 勝 君
健康福祉課長	志 賀 寿 三 君
会 計 管 理 者	相 楽 定 徳 君
教育総務課長	木 幡 勝 君
生涯学習課長	朝 田 幸 伸 君

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	石 上 崇
書 記	土 屋 美 香

---

### 開議の宣告

○議長（岩本久人君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

### 議事日程の報告

○議長（岩本久人君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。  
なお、本日の会議における議案等に対する採決は、押しボタン式投票によって行います。

---

### 承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。  
第15款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。承認第1号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

---

#### 議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第2、議案第5号 令和8年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第5号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第3、議案第6号 双葉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第6号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第4、議案第7号 双葉町文化財保護審議会条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議案第7号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第5、議案第8号 双葉町文化財保護条例の全部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第8号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第6、議案第9号 双葉町公告式条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第9号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(「休議」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 休議いたします。

休憩 午前 9時38分

---

再開 午前 9時39分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

---

#### 議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第7、議案第10号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第10号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第11号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第8、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第11号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第9、議案第12号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第12号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第10、議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第13号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第14号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第11、議案第14号 双葉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第14号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第12、議案第15号 双葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第15号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第13、議案第16号 双葉町火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第16号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第14、議案第17号 既存ストック施設(旧東邦銀行双葉支店)改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第17号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第15、議案第18号 下水道管路復旧工事（下長塚地区開削）請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第18号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第16、議案第19号 双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第19号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第17、議案第20号 双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業業務委託契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第20号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第18、議案第21号 養液栽培施設敷地造成工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第21号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第19、議案第22号 町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第22号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第20、議案第23号 町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第23号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第21、議案第24号 土地の売払いについてを議題とします。  
直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第24号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第22、議案第25号 令和7年度双葉町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第10款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第11款交通安全対策特別交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第13款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第14款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第15款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第16款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第17款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第18款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第20款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 歳出に入ります。

第2款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 9ページとなります。第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 11ページとなります。第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 14ページになります。第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第25号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第26号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第23、議案第26号 令和7年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第6款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第26号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第24、議案第27号 令和7年度双葉町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書の9ページ、実施計画明細書により行います。

収益的収入、第1款下水道事業収益。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 収益的支出、第1款下水道事業費用。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 資本的収入、第1款資本的収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 資本的支出、第1款資本的支出。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第27号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ここで休議いたします。

休憩 午前10時05分

---

再開 午前10時20分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

---

#### 議案第28号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第25、議案第28号 令和8年度双葉町一般会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第3款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第4款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第5款株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（岩本久人君） 第6款法人事業税交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第7款地方消費税交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第8款環境性能割交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第9款地方特例交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第10款地方交付税。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第11款交通安全対策特別交付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第12款分担金及び負担金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第13款使用料及び手数料。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第14款国庫支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 11ページになります。第15款県支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 14ページになります。第16款財産収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第17款寄附金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第18款繰入金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第19款繰越金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第20款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 歳出に入ります。  
第1款議会費。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 21ページになります。第2款総務費。

2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） 2款総務費の12委託料の新規関係人口創出情報発信業務委託料の件なのですが、ちょっと大きく2点質問させていただきます。

こちらの事業、勉強会でも質問させていただいたのですけれども、初年度はまちづくり会社ふたばプロジェクトが受託をして、次年度、今年度、プロポーザルという形で実施されていて、結果として初年度の関係者を含む体制で採択されているという認識をしております。

こちら出資組織であったり、町の出向の職員がいる組織がこういったプロポーザルに入ることの競争性だったり公平性みたいなところがどうなのかなというふうにはちょっと思っておりまして、かつ勉強会のときに、JVに入っている理由を問うたところ、課長からの答弁、回答から、次年度、令和8年度の事業の中で仕組みづくりをして、そういったまちづくり会社への業務移管みたいなお話もされていて、そもそもそういった流れの中でプロポーザルを実施するということが、どういう評価でされているのかというところをちょっと町の見解を伺いたいなというのが1点でした。

2点目が、採択されている事業者の方が、代表者ですか、SNSでいろいろ情報発信をされているというところは理解しているのですけれども、その中で双葉町で事業を始めておりますというような投稿とともに、今回、委託をしているカンファレンスの情報発信を同時にされているような状況もあって、こちらそういった委託の中で、自社への、自社事業、自主事業への情報の誘導みたいなところは、ちょっと利益相反みたいなところにもつながってしまうのではないかなというのちょっと懸念を感じたところもあって、この辺り町として認識されているかということと、何かそういったガイドラインというか、この辺の中立性、公平性みたいなところで、公的事业を通じた自社への情報誘導みたいなになってしまうのではないかなという懸念もあったので、この辺りどう評価されているかというところをちょっと伺いたいなと。2点お願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の質問に復興推進課長に説明をさせます。

○議長（岩本久人君） 復興推進課長、横山敦君。

○復興推進課長（横山 敦君） 山根議員のご質問にご説明させていただきます。

令和6年度につきましては、サミットであったり、マッチングプラットフォームという形で、各方面の方向性の知識等が一定程度蓄積されたというところで判断をいたしました。そのため、令和7年度につきましては、これら個別に事業をするのではなくて、この事業をどう有機的に連動させて、関係人口の創出を継続的な関わりへとつなげるかという全体設計が重要になるというふうに考えてございます。

特にサミットにつきましては、令和7年度は単に開催するではなくて、開催後も議論や活動が継続していく仕組み、テーマ等を含めて工夫をしていくべきというふうに考えているところで、公募と、

プロポーザルというふうに切り替えさせていただいたところでございます。

2点目のSNSでの事業の発信につきましては、こちらは混同してしまう、誤解がされるというところがありますので、そこは内容につきましてはきちんと事業者のほうには指導してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（岩本久人君） 2番、山根辰洋君。

○2番（山根辰洋君） 質問させていただいたのは、競争性、公平性のところのプロポーザルのところが問題ないと思っているかというご質問だったのですが、そこに対する回答ではなかったかなと思ったので、もう一点そこをお聞きしたいなというところと、さっきの情報発信のところで行くと、何かガイドラインとか委託の中での自社への情報のそういった取扱い、事業者への指導はいただくということではあったのですけれども、そういった町として何かそういうガイドライン的なものがあるのか、またそういったものが次年度、8年度の事業運営するに当たっての整理として必要なのではないかなと思うので、ちょっと町のほうの見解を伺えたらなと思いました。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問に復興推進課長より説明をさせます。

○議長（岩本久人君） 復興推進課長、横山敦君。

○復興推進課長（横山 敦君） 山根議員のご質問にご説明させていただきます。

ご指摘のとおり、契約体系については問題はないというふうに考えてございます。

また、プロポーザルという形でガイドラインなのですけれども、ガイドラインがないものですから、要綱を検討する際に、併せてしっかりとそこは取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） すみません、着座にて質問させていただきます。27ページなのですが、旅費、特別旅費、英国に2名の方が行くという旅費になっています。この事業なのですが、何年前から始まって、\_\_\_\_\_効果は何かあったか、いつまでやるのか、それについて4点答弁をお願いします。

○議長（岩本久人君） 答弁は。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4つの質問につきましてお答えをさせていただきます。

1番目、2番目に関しましては、総務課長のほうに説明をさせます。

3番目の効果についてということで、効果につきましては4年前からイギリスのハル市とビバリー町にお邪魔をしまして、友好締結ということの目的として行っております。覚書であったり、いろいろな文書の取り交わしが進んでおりますが、まだ友好締結というところまではいっていないのが現状です。これは日本とイギリスとの友好締結に対する考え方の違いと言ったら、それが正しいかどうかは分かりませんが、そういう感覚を持っております。

判断につきましては、メイヤー市長にしても町長にしても判断できる立場にはないということで、判断をする組織、いわゆる議会になるというふうに伺っております。そういったことで、どういうふうになればそういうふうな取組ができるのかということで、一步一步覚書等の締結であったり、次のステップに向けての取組をしていく考えでありますし、4番目のいつまでということに関しましては、当面、締結を目標にしております。このことにつきましては、いつまでにできるかというのは明確な数字はちょっと我々判断はできかねると思います。

一方、福島しゃくなげ会の会長であった満山さんからは、町長、これをもしやるとするならば、本宮市の例もありますけれども、10年というのは一つの区切りとして考えてほしい的な話はいただきました。そういったことで、もちろん10年よりも前に締結できるようになればいいと思っておりますけれども、あくまでもこれは相手の判断によってということで、我々の考え方についてはご理解をいただいているというふうに考えております。今年お邪魔した際には、そういうふうな考えがもしないのであれば、我々とすれば今後の取組も方向転換しなくてはならないというふうなことを申し上げた中で、いや、友好締結に対しては我々も考えているというふうな明確なハル市の市長からのお答えがあったというふうに報告をさせていただきます。

○議長（岩本久人君） 町長、1番と2番目に対してのお答えは総務課ということですが、秘書広報課かというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（伊澤史朗君） 総務課長兼秘書広報課長に説明をさせます。

○議長（岩本久人君） 秘書広報課長、橋本靖治君。

○総務課長兼コミュニティーセンター所長兼秘書広報課長（橋本靖治君） 高萩議員の質問に説明させていただきます。

まず、いつから行っているかというところでございますが、令和4年度に、まず初めに調査ということで渡航して、現地を視察させていただいておりました。令和4年度から開始してございます。

---

○議長（岩本久人君） 休議いたします。

休憩 午前10時34分

---

再開 午前11時28分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

---

#### 発言の取消し

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 今ほどの質問の2番目、金額については発言を取り消したいと思います。お

諮りください。

○議長（岩本久人君） ただいま7番、高萩文孝君から2番目の質問に対しての部分について、発言を取り消したいという申出がございました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） よって、7番、高萩文孝君からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

---

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 過去3年分の金額1,300万円くらい使われております。10年間とおっしゃっているんで、あと6年くらいあるのかな、5年、6年。それほどまでにお金をかけて、やっぱり必要だという判断なのかお聞きします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

10年ぐらいはかかるということを考えてほしいというふうに満山会長から言われたということで、10年なのか、もっと延びるのか、もっとかからないのかというのは、これはあくまでもしゃくなげ会の会長であった満山会長の話でありました。

一方で、たしか本宮市がイギリスのロンドンのケンジントン区と友好締結した件につきましては、ほぼほぼ10年ぐらいかかっているというのは報告をいただいております。さらに、このことについて今後回数を重ねていくことに関しましては、毎年度の議会でご審議をいただきたいと考えております。

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 基本的に町長の考えは、もう締結までずっと予算を使うという認識でよろしいですか、何十年かかろうと。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

何十年かかろうとというふうなことも、私がそのときまで町長であるかどうか分かりませんし、あくまでも推測の話ですし、この件につきましては毎年度の議会でご審議をいただいて、判断を仰ぎたいというふうに考えております。

○議長（岩本久人君） 第2款総務費、ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 53ページになります。第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 65ページになります。第4款衛生費。

7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君）

---

---

---

---

---

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君、ただいまの質問に関しては、一般質問の中で既に町長から答弁をいただいていると思います。

○7番（高萩文孝君） いや、ちょっと休議して。

○議長（岩本久人君） 休議します。

休憩 午前11時33分

---

再開 午前11時37分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

---

#### 発言の取消し

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） ちょっと先ほどの質問は取り消ししていただいて、これから質問させていただきます。

○議長（岩本久人君） ただいま7番、高萩文孝君からただいまの質問に対しての部分に発言の取消しをしたいという申出がありました。

お諮りします。これを許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） よって、7番、高萩文孝君からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

---

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君）

---

---

---

---

---

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君、ただいまの質問は一般質問で既に町長から答弁をいただいているところの質問かと思うのですが、その部分は削除してください。

（「休議」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 休議します。

休憩 午前11時39分

---

再開 午前11時43分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

---

#### 発言の取消し

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 先ほどの質問は一旦取り消します。

○議長（岩本久人君） ただいま7番、高萩文孝君からただいまの質問の部分について発言を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） よって、7番、高萩文孝君からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

---

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 先ほどの予防接種業務委託料の中で、予算の執行者である町長として、新型コロナワクチンについては、これまでの副反応疑い報告によって、その安全性において重大な懸念がないと国が評価しているとおっしゃっていました。

この事業は法定受託事務であり、その責任も各自治体が担うものとされています。厚労省の発表によると、これまで認定されたワクチンによる死亡者は1,904名、この件についての死亡一時金または葬祭料等は各自治体から支払われております。例えば鎌倉市では、13歳の男性がワクチン接種4時間後に死亡した例があります。この事例においても、その事業者である鎌倉市が支払いを行っております。

双葉町では、町長の発表によると、これまで1件の申請があったとのことですが、自治体が行ったワクチン事業において、安全であるべき予防接種によって1件の健康被害があったことについて、国任せでなく、町長として真摯に向き合って丁寧に対応しなければならないと思いますが、いかがですか。

---

---

---

---

---

---

---

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君、ただいまの質問も一般質問で既に質問している内容かと思えますけれども、質問を取りやめていただきたいと思えます。

○7番（高萩文孝君） ちょっと休議してもらいたい。

○議長（岩本久人君） 休議。

休憩 午前11時47分

---

再開 午後 零時04分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

---

#### 発言の取消し

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 2点目の質問は全部削除いたします。お諮りください。

○議長（岩本久人君） ただいま7番、高萩文孝君から2番目の質問の部分について発言を取消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） よって、7番、高萩文孝君からの発言の取消しの申出を許可することに決定しました。

---

○議長（岩本久人君） 7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 新型コロナウイルス感染症対策分科会元会長の尾身茂氏が出演したテレビ番組での発言は、感染予防効果がないワクチンだったとの趣旨のものでした。この映像が拡散され、ちまたで話題になっています。尾身茂氏の安易な発言は、予防接種法や感染症法すら理解していない者が、日本のコロナパンデミックの識者であったということの表れであると大きく問題視されています。

刑法（故意）第38条、罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場

合は、この限りでない。重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為のときに、その重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することはできない。法律を知らなかったとしても、そのことによって罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状によりその形を軽減することができる。

解説、本条は故意、過失といった責任の主観的要件について定めた規定である。近代法の理念として、人はその意思により生じた有害な結果に対して非難され得るものであり、したがって有害な結果を生じさせる意思（故意）がない場合には、原則として処罰されない（第1項本文）。

しかしながら、そもそも生じさせるべきではない有害な結果について、その発生を回避すべき者が、その発生回避の行動を怠る、すなわち注意という意味、行動を取らなかったことにより（過失）有害な結果を生じさせた場合、処罰することが妥当である場合もある。この場合は、例外として法律の特別の規定が置かれ、処罰される（第1項ただし書）、法律に特別の規定がある場合、ただしこの例外規定は、必ずしも過失によりなど明文によって示されるものではなく、取り締まる事項の本質に鑑み、明文がなくとも、過失による場合も処罰できるというのが判例である。最高裁決定、昭和28年3月5日。

双葉町の感染症対策のトップである町長は、この注意という意味行動を取って有害な結果を生じさせないように取り計らうべき立場にあります。ゆえに勉強不足を自覚なさっているという町長は、自らが感染症法第3条、4条にあるとおり、地方公共団体のトップとして、または一人の国民として、法律にのっとった学びの姿勢を町民の見本としてお示しくくださるべきと私は考えますが、その点について町長の考えをお示しくください。

ハンセン病問題に関する話をしましたが、令和6年4月1日に改正された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律によると、第3条には国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないとあります。

さらに第4条には、国民の務めについても明記されております。今回、予算に何か反映されておられません、これは法律に反することと考えられますが、町長の見解をお示しくください。

以上です。

○議長（岩本久人君） 休議します。

休憩 午後 零時09分

---

再開 午後 零時11分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の質問にお答えいたします。

町として町民の生命を守るべきことは、十分認識しております。ワクチン接種については、国の制度に基づき医師が問診や診察を行うとともに、予診票でご本人の意思を確認した上で実施しているものです。健康被害については、国の制度である予防接種健康被害救済制度により対応すべきものと認識しております。

(「ちょっと休議して」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 休議します。

休憩 午後 零時 12分

---

再開 午後 1時 20分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

7番、高萩文孝君。

○7番(高萩文孝君) 町長の答弁で、国だ、国だ、国の受託事務だとおっしゃっていますが、地方公共団体も責任はあると思うのですけれども、私、双葉町町民として町長の答弁を聞いている限り、何か国だ、国だ、だから双葉町長として町民を守るようには聞こえません。それが1点。

それと、何で前回の答弁と、町民を守ること、答弁が変わるのですか。私が一般質問のときに言ったときに、そんなので町民を守れるのですかと言ったとき、返事しませんでしたよね。3月10日から今日まで、何で答弁が変わるのですか。その理由を教えてください。その2点。

○議長(岩本久人君) 答弁をお願いします。

町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 高萩議員の再質問にお答えします。

これ何度も申し上げますけれども、町として町民の生命を守ることは十分認識しております。ワクチン接種については、国の制度に基づき医師が問診や診察を行うとともに、予診票で本人の意思を確認した上で実施しているものであり、健康被害については国の制度である予防接種健康被害救済制度により対応すべきものと認識しております。

(「休議をお願いします」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 休議します。

休憩 午後 1時 22分

---

再開 午後 1時 25分

○議長(岩本久人君) 会議に戻します。

7番、高萩文孝君。

○7番(高萩文孝君) 再々質問で最後なのですけれども、とても町民の命を守るトップとしての答弁とは私は思えません。この方に町長を任せて大丈夫かなと不安になります。さっきも言ったとおり、

答弁がころころ変わる。国から法定受託事務でやっているから国のせいだ。見解の相違と言われたので、見解の相違でいいのですけれども、ワクチンをこれから……被害が町民1人出ているではないですか。実際出ていると町長から答弁いただいているので、そういう方が今後出る可能性もあるのですよ、ワクチン接種事業やったら。

だから私は、町長として、そんな答弁で大丈夫かなと思いますけれども、だって町民の人、それは人それぞれなので、このユーチューブを聞いていてどう思うかだとは思いますが、1人被害が出ているにもかかわらず、勉強もしない。勉強不足と言っておきながら、勉強もしない。自分で勉強不足だって認めたのに、勉強もしない。そんな町長で、町民の生命、財産を私は守れるとは思いませんけれども、口では町民を守るなんて言いましたけれども。

何度も言って申し訳ないのですが、3月10日の日の私の一般質問のときに、私が何度もユーチューブ入っていますよ、町民の皆さん守れるのですかと言ったときも、そこ答弁しないではないですか。明らかに動画とか見れば全て分かりますけれども、誠意は全くないし、町民の命なんて守る気ない町長だと思うのですけれども、本人の見解をお聞きします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えします。

町民の命を守る気がないというのは、それは高萩議員が勝手に言っている話であって、私自身そういう考えは持っていませんし、町民の生命、財産を守らなくてはならないというふうに、4期目になりましたけれども、そういう思いで町政に取り組んでいるというふうに思っております。

○議長（岩本久人君） 第4款衛生費、ほかございませんでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 72ページになります。第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 78ページとなります。第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 82ページになります。第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 89ページになります。第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 93ページになります。第10款教育費。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 103ページの報償費、はたちを祝う会、あと関連するので、一緒に新成人チ

チャレンジ事業、これははたちを祝う日、もともとは成人式と言いましたが、昨年急に9月になって、そのことで一般質問をさせてもらいました。

話を聞いていると、二十歳になる方々の都合ではなく、事務的なこと、新成人チャレンジを9月に開催したい、人集めるために日にちを動かしているのかなというふうなとらわれ方がすると思います。これ昨年、一般質問では検討すると言った割には、全然検討の余地がないのではないかなと思います。震災後、集まれふたばっ子、今、今度二十歳になった子は年中さんでした。今年か。今年は、1月5日やっていれば、ふたば幼稚園年中さん、来年まで幼稚園とかに関わっている年少さん。逆に言うと、それ以降の子は、集まれふたばっ子などの事業で、きずな事業ですよ。つけているのに、わざわざ事務局の都合上の日にち変更に見えるのですが、そこら辺をちゃんと説明してほしいです。

あともう一つ、106ページの使用料及び賃借料、野馬追事業に関してなのですが、借上げ55万円と書いてあります。野馬追人口が双葉町ではかなり減っています。全盛期で20騎ぐらいいたのですが、聞いたときは今年は6騎と。相馬野馬追、相馬のここは標葉郷、標葉って、大熊、双葉、浪江で標葉城があった地域なのですが、前にも言っているように、賃借するのであれば、ある程度予算内で買っておいて、双葉幼・小・中学校の子が出場したりだとか、双葉の子供たちが出場しませんかというような昔から歴史あるお祭りなので、そういう経験をさせる場を与えるような予算にしたらいいのではないかなと思うのです。

55万円のうち、馬代というのはもう絶対かかります。馬具、よろい、タスキなど、そういうものを少しずつでも買っていけば、少しずつでも野馬追人口が増えたり、経験とか双葉のお祭りとして思い出にも残るし、大人になって自分たちも出ようという気持ちになれば、町の事業としてこれ出してあるのであれば、ちゃんとやらなくてはならないと思うのですが、その2つについてお答えをお願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問に教育長のほうに説明させます。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） 菅野議員からのご質問でした。前回の議会ということでおただしがありまして、議員からも、しっかりと町民のいろいろな声を、意向聞いて、そして取り組んでほしいというようなことで、その中には伝統的に1月だったのがどうなったということで、あのときも私も答弁したと思いますが、一番子供たちの参加がどんどん、どんどん少なくなってきていて、これをいかに多くしていくかということで、課の中でも検討してきたところです。

ですから、決してこれがスタンダードではなくて、これからも当事者の町民、二十歳です。新成人というのは18歳からでしょうけれども、二十歳、成人、はたちを祝う会ということで、それに該当する町民の方々、その意向をこれからもしっかりと聞きながら進めてまいりたいと思っています。

特に令和8年度に関しましては、実は63名の対象者がいます。その方々にアンケートも2回ほど、

中身をちょっと変えてアンケートを取らせていただきましたが、なかなか正直言って回収率が少ないというようなこともあり、今のところ参加希望で1名のようなところですが、ぜひでもこれをつなげていきたいという思いで、我々生涯学習課では、はたちを祝う会に関しては、目標として以前のようにここに多く椅子をいっぱい並べて、そして成人が来ていただいて、町としてお祝いをし、そしてこれからの人生にエールを送るとというのが我々の目標であります。その目的としては、実は新しい双葉町のまちづくりを見てもらって、そして関心を持ってもらいたい。そして行く行くは、将来的には双葉町に住みたいなど、そういうような町民を一人でも多く輩出したい、そんな思いでこの事業に取り組んでおります。

令和10年4月には新しい学校もできますので、それができれば、また町立学校、双葉町で学校教育を受けて、そしてまたそこから巣立っていくというような町民もおりますので、そのときにはまた該当の町民といろいろ意見交換し、意見を聴取しながら、それに向けて事業を進めていきたいと思えますけれども、先ほど申しましたようにとにかく苦慮していることは確かです。ぜひ参加の町民を多く募りたいと思うので、幾つかいろいろ工夫しながら進めてまいりたいと思えますし、双葉についての関心を高められるようないろいろな角度から発信して、こういう事業を町としてはやっているのだということ発信してまいりたいな、そんなふうに思います。

2つ目の相馬野馬追については、本当に菅野議員からのご指摘のとおり、大変伝統的な一千有余年のということで、素晴らしい伝統行事でございます。やっと令和4年8月30日に双葉町が避難指示解除になって、この双葉町の地で帰馬というのですね、凱旋。それができたということは、双葉町騎馬会では本当に大変喜んでおりました。やっぱりふるさとに帰ってきた、そういう思いがある。それを菅野議員がおっしゃるように、本当に子供たちにもそういう姿を見せて、そしてできたら双葉町でそういう子供たちも体験できるような、そういう形で進められればということなので、ぜひその辺は関係の方々にもちょうど相談しながら、双葉騎馬会ももちろんですけれども、そういった予算化もちょっと頭に入れながら、今度、議会のほうにもお出しして、そしてそれを進めていければなというふうに思います。

最後になりますが、双葉騎馬会の方が、図書館前の元の町のグラウンド、あそこから馬に乗って、そして凱旋するわけですけれども、せっかくこれだけの馬がいて、子供たちとか、あと町民の方も、そして馬に乗せるような、そういうイベントもやろうということで、本当に代表の方からそういう話があって、そういうことを進めました。大変子供たち喜んでいました。だから議員のおっしゃるとおり、その辺はぜひ進めていきたいなと思っていますので、今度、議会のほうにも提案しますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（岩本久人君） 6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 6番。多分、ご答弁はありがたいのですが、やっていないです。帰っ

てきてくれと言って、帰ってくるやつはいないと思うのですよ、何か条件がなくては。こっちで魅力をつくらないと、何もありませんか。はたちを祝う会、では今の双葉町見て、どうやって帰ってくるのですか。何ありますか。仕事ありますか。住むところありますか。何のために見るのですかということなのです。来てもらうよりも、今は関係性をつなげておかなくてはならないのではないですか。双葉の住民だよということ、ましてやさっき言ったように幼稚園の生徒、年少さんがほとんど記憶なくて避難しているわけです。今度、来年、再来年度からは、幼稚園も何にも変わらない、親も変わらないようなふうになっていくのに、今この時点で、この状況だと僕はまずいと思う。しかも、自分たちの事務とかそういうものに対してというふうにはしか見えないというのは、これはやっているとか、やっていないかの問題の前に、間違っていることはちゃんと直してほしい。

それで、1人でも2人でもいいですよ、成人になる子が、二十歳になる子が、祝うのだったら。1人でも2人でも寂しい成人式だったら、賀詞交換会とか、もう双葉の人たちが集まるときに、みんなでお祝いしてやればいいではないですか。チャレンジ事業とかそういうのにくっつけてというのは、2つのイベントを近い日を1つにすれば事務的には楽でしょうけれども、そういうことを僕は言っているのです。検討するというのは、真剣に考えてほしいのです。と思って、これ今言いました。

あと、相馬野馬追、非常にお金がかかります。僕は、それは教育長にも言っているし、だって出たいと言って出られるものでもない。だけれども、今、双葉町で本当に復興の意味を果たすのであれば、一つの機会です。清戸迫も出てきて、そういうところで、この日には騎馬武者もいて、清戸迫もあってとか、そういうチャンスを全然生かしていないのかなと思うのです。今まで野馬追は7月23、24、25日でやっていました。今度から5月になりました。5月といたら、もともと5月は暑くない分、やっぱり観客も見やすくなるのだから、そういうのを使って双葉町を見てもらうという方向を考えればいいのに、そういうせっかくのチャンスをそこに手を出されないというのは、教育委員会として商売やってくれとは言っていないです。でも、そのチャンスを逃すことはないと思うのです。

今、馬を借りて、馬道具一式どっちか、でもそれは何年も出ていれば自分で買ったりなんかするので、そのきっかけづくりをすればいいのに、僕これ言ったの何年も前です。ご指摘のとおりですと言うのであれば、その答弁であれば何かやったのですかと聞きたいのです。何をやったのですかって。双葉の幼・小・中学校あるのですから、その子たちに遠足の帰りに見せたいとか、馬に触れさせてあげたいかというのも必要だし、まだまだ学校できればと言っていますけれども、高校も大学もないですよ、双葉に。そういうところも完備してから言ったほうがいいです。中途半端なままで、では幼・小・中できたら帰ってこられるかという、そこまでの魅力ではないではないですか。今、避難先では、幼・小・中、大学もあるところもあるのですから、そこも考えながらやらないと、本当の双子の魅力を出し惜しみしているのはもったいないと思います。そこまで考えて、いろいろな事業いいと思います。僕ら賛成するのだったらしたいです。賛成しますので、ちゃんと進めてください。お願いします。

○議長（岩本久人君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問に教育長に説明をさせます。

○議長（岩本久人君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） 菅野議員の再質問にお答えします。

大変いろいろなご指摘、またご指示いただきました。確かに今、町立学校の子供たちは、いわきにありますので、なかなか双葉町までというのは難しいところありますが、でもそういう建設的なご意見いただいたので、ぜひそういうのも反映させながら進めてまいりたいと思いますし、あと野馬追に関しても、向こうで、いわきの山奥、いや棚倉だったかな、そちらのほうに行って乗馬訓練とかというか、乗馬体験化、そういったところにも実は行ってもらったりはしていました。

それを今度、双葉町でできればということなので、ぜひそのときにはまた議会の協力もいただきたいと思いますので、そんなふうに進めてまいりたいと思いますから、よろしく願いいたします。

○議長（岩本久人君） 第10款教育費、ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 109ページになります。第11款災害復旧費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 113ページになります。第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 先ほどのワクチンの予算について反対討論します。

ワクチンは、当然いろんなワクチンがあります。ただ、ヒトパピローマウイルス、RSウイルス、新型コロナワクチンについては、反対の立場で討論いたします。

これらのワクチンについて、長期的な安全性と有効性を示す科学的な根拠が示されていない。私の知る限りにおいて、例えば新型コロナワクチンに関しては、それを開示している地方公共団体は存在しません。それどころか、日本政府は、今日現在において新型コロナウイルス感染症の病原体をいま

だ公表していない状況です。

ヒトパピローマウイルスワクチンについては、昭和薬科大学医薬品情報学教授である長南謙一氏によれば、このワクチンは被害救済は不十分、原因究明、治療方法の確立には取り組んでいない。

積極的勧奨再開で新たな被害者が出てきている現状。これらからHPVワクチン被害は、薬害と定義しても間違いありませんと公表しています。先ほどから伊澤史朗町長の答弁をいろいろ聞いていると、私の受け止め方ですが、話が変わったり、一貫性がないというか、とても自治体の長として、町民の命は私は守れないと思いますので、この3つのワクチンについては予算を反対いたします。

○議長（岩本久人君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、菅野博紀君。

○6番（菅野博紀君） 来年度、4月1日からの予算、令和8年度一般会計予算に私は賛成の立場で討論させてもらいます。

4月1日以降、学校教育等々のいろんな事業がストップしてしまうのは、これは当町にとっては非常に後戻りになってしまうので、私はこの予算案に賛成いたします。

○議長（岩本久人君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第28号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成多数）

○議長（岩本久人君） 賛成多数です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第26、議案第29号 令和8年度双葉町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入より行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（岩本久人君） 第2款使用料及び手数料。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第3款国庫支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第4款県支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第5款財産収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第6款繰入金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第7款繰越金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第8款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 8ページ、歳出に入ります。  
第1款総務費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 10ページとなります。第2款保険給付費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 13ページになります。第3款国民健康保険事業費納付金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第4款財政安定化基金拠出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第5款保健事業費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第6款基金積立金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第7款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 第8款予備費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（岩本久人君） 質疑ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第29号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示いたします。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第27、議案第30号 令和8年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第30号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第31号の質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第28、議案第31号 令和8年度双葉町介護保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第7款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第10款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 10ページになります。第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 14ページになります。第3款財政安定化基金拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 17ページになります。第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第31号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第29、議案第32号 令和8年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第32号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（岩本久人君） 日程第30、議案第33号 令和8年度双葉町下水道事業会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書の17ページ、予算参考資料の実施計画明細書により行います。

収益的収入、第1款下水道事業収益。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 収益的支出、第1款下水道事業費用。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 20ページです。資本的収入、第1款資本的収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 資本的支出、第1款資本的支出。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 全体的な質疑を許可します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。議案第33号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(岩本久人君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩本久人君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(岩本久人君) 賛成全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### 同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(岩本久人君) 日程第31、同意第1号 双葉町副町長の選任についてを議題とします。

副町長、平岩邦弘君。

○副町長(平岩邦弘君) 同意第1号につきましては人事案件でありまして、当該者として退席をいたしたく、議長の許可をお願いいたします。

○議長(岩本久人君) ただいま副町長、平岩邦弘君から退席の申出がありましたので、これを認めたいと思います。

(副町長 平岩邦弘君退席)

○議長(岩本久人君) 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 双葉町副町長の選任について。

双葉町副町長の選任についてであります。平岩邦弘氏が令和8年3月31日をもって任期満了となります。副町長を選任するに当たりご提案申し上げるものであります。

選任をお願いする平岩邦弘氏は、昭和59年10月に双葉町役場に入庁され、税務課に配属となり、その後、総務課、企画課勤務を経て、震災後は秘書広報課長、復興推進課長、総務課長を務め、令和4年4月から副町長となり、現在1期目となっております。

平岩氏は、入庁以来、町の枢要な部署を歴任しており、事業の運営管理、財務管理、その他地方行政運営に関し豊富な経験と優れた見識を有しております。また、強固の意志、優れた洞察力に加え、長年の経験により培われた調整力を有するなど、本町の副町長としての資質は十分備えられており、町の復興、再生に向けての課題を克服し、さらには町発展のため、町民の皆さんの期待に応えて活躍していただける人材と判断しております。

よって、平岩邦弘氏を本町の副町長に選任することについて議会の同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岩本久人君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をします。

お諮りします。同意第1号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（岩本久人君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（岩本久人君） 賛成全員です。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

平岩邦弘君の入場をお願いします。

（副町長 平岩邦弘君入場）

○議長（岩本久人君） 休議します。

休憩 午後 2時05分

---

再開 午後 2時06分

○議長（岩本久人君） 会議に戻します。

---

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本久人君） 日程第32、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（岩本久人君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

閉会の宣告

○議長（岩本久人君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和8年第1回双葉町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午後 2時07分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                      岩 本 久 人

署名議員                      高 萩 文 孝

署名議員                      渡 部 昭 洋